

**第二次京丹後市男女共同参画計画  
デュエットプランⅡ  
(計画案)**

平成27年 月

京丹後市



## 【目次】

### 第1部

#### 序論

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 男女共同参画の歩み.....	5
第2章 京丹後市の現状と課題.....	9
1 統計データに基づく京丹後市の状況.....	9
2 アンケート調査からみえる現状.....	12
3 第1次計画の取組み状況.....	28
4 現状からみえる課題のまとめ.....	32

### 第2部

#### 計画

第1章 計画の理念.....	36
1 基本理念等.....	36
2 施策の体系.....	37
第2章 施策の展開.....	38
1 思いやり深まるまちづくり.....	38
2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり.....	40
3 寄り添い支え合うまちづくり.....	45
4 人権が尊重される安心安全なまちづくり.....	48
第3章 計画の進捗管理.....	50
1 重点目標の設定.....	50
基本方針1 思いやり深まるまちづくり.....	50
基本方針2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり.....	51
基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり.....	51
基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり.....	52
基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり.....	52
2 推進体制の強化と施策の計画的な推進.....	53

#### 資料編 54

1 京丹後市男女共同参画条例.....	54
2 各会議委員名簿.....	54
3 策定経過.....	エラー! ブックマークが定義されていません。





# 第1部

## 序 論

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけました。

これを受けて、本市では、2006年（平成18年）3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「京丹後市 男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2010年（平成22年）に中間見直しを行い、この中間見直しに合わせ、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。

このたび、現行の「京丹後市 男女共同参画計画デュエットプラン21」が平成27年度で終了することから、同条例の基本理念に基づき、今後の本市における男女共同参画を一層推進するため「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランII」を策定します。

### 男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（京丹後市男女共同参画条例第2条1項）

## 2 計画策定の背景

古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）にみられるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成16年4月に京丹後市は誕生しました。本市を取り巻く状況としては、総人口の減少傾向や、少子高齢化の進行等があげられます。特に高齢化は顕著で、平成22年の国勢調査結果によると老年人口は30.9%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いこと等の特徴があります。

このような背景から、男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、京丹後市の活力ある未来を拓く上でも重要な課題といえます。



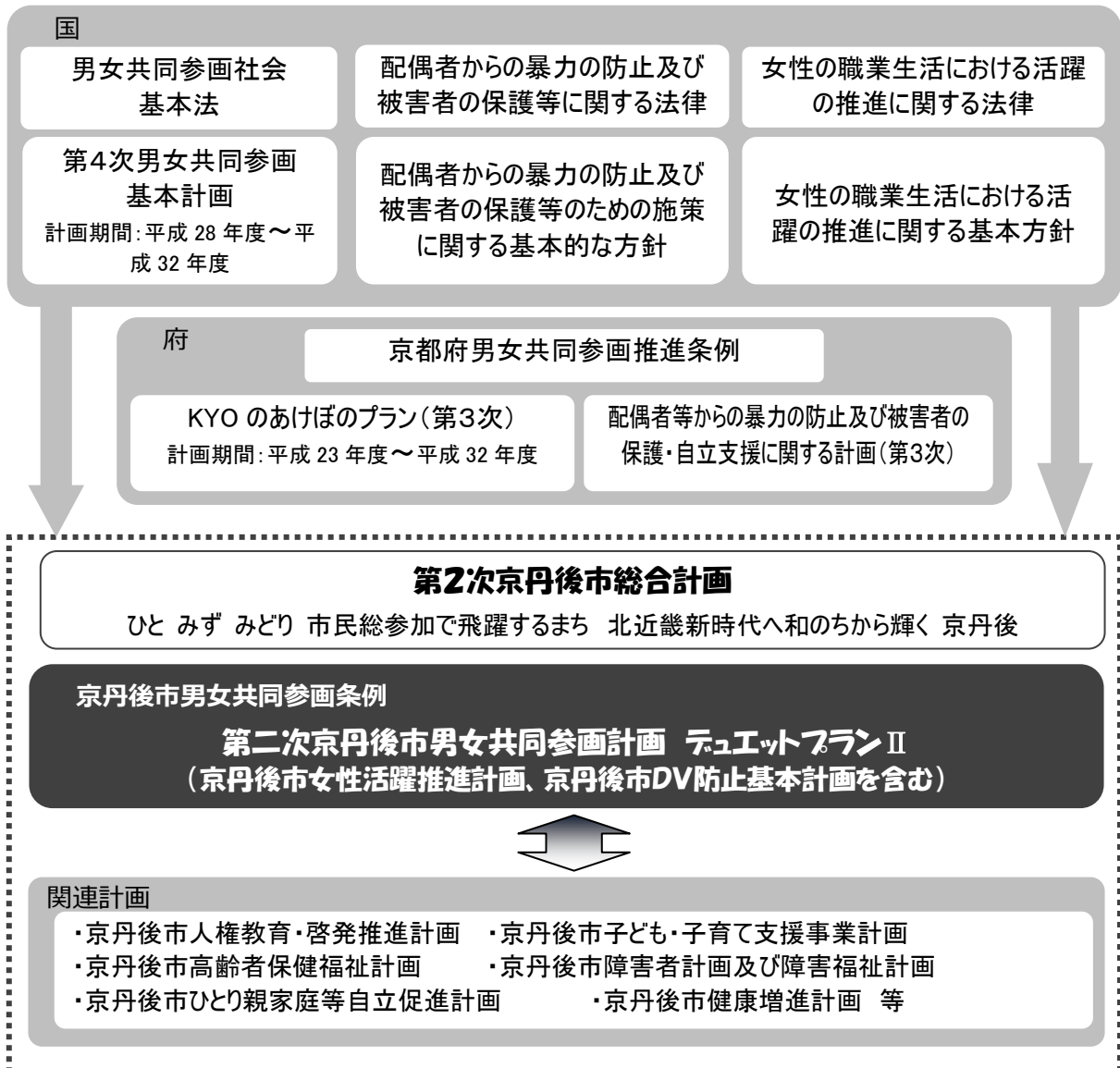
### 3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたります。また、「京丹後市男女共同参画条例」第11条に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。国の「第4次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を勘案して策定したものです。

また、本計画の基本方針4「人権が尊重される安心安全なまちづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」（京丹後市DV防止基本計画）として位置づけます。

さらに本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」（京丹後市女性活躍推進計画）として位置づけます。

なお、本計画は、「第2次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、2016年度（平成28年度）から2025年度（平成37年度）までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、平成32年度に中間見直しを行います。

(年度)											
H26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
調査	策定										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; width: 80%;"> <b>第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ</b> </div>											
						中間 見直し					策定

## 5 男女共同参画の歩み

### (1) 国の取組み

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組みが行われてきました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行されました。この法律では、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」の防止のための取組みが強化されるとともに、被害者保護の制度が設けられました。

2004年（平成16年）には、同法が一部改正されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定され、2007年（平成19年）には、同法の全面的な見直しが行われました。2013年（平成25年）には同法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

その間、雇用の分野においては、2007年（平成19年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクションの一層の推

進を図ることとされています。同年には『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」が示され、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）に第2次計画が策定されました。2010年（平成22年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築等、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。同計画では、2020年（平成32年）までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組みの推進や女性の活躍による経済社会の活性化、「M字カーブ」問題の解消を強調するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが一層進められています。

2014年（平成26年）には、様々な状況に置かれた女性が、力を発揮し、輝くことができるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

2015年（平成27年）6月には、「女性活躍促進のための重点方針2015」が策定され、行政・経済・司法・教育等の分野における女性参画の拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法整備や生活空間を含めた環境整備についての施策がまとめられました。また、8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立、9月から施行されました。同法によって、市町村は事業主の立場として女性職員の活躍のための計画を策定すること、一定規模以上の民間企業は女性活躍推進のための事業主行動計画を策定することが義務づけられました。また、市町村は努力義務として、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなりました。

## （2）京都府の取組み

京都府では、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」（計画期間：13～22年度）が策定され、16年度には男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策等を定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されました。

また、18年度には、プラン策定後の社会情勢の変化に対応し、条例と国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性にも配慮した「新KYOのあけぼのプラン後期施策」が策定され、「新KYOのあけぼのプラン」の計画期間の終了に伴い、23年度からの「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定されています。

■国、京都府、京丹後市の男女共同参画の歩み

年	国	京都府	京丹後市
平成 9 年 (1997 年)	男女共同参画審議会設置（政令） 「男女雇用機会均等法」改正		
平成 10 年 (1998 年)			
平成 11 年 (1999 年)	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正		
平成 12 年 (2000 年)	「男女共同参画基本計画」策定		
平成 13 年 (2001 年)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置（法律） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	新ＫＹＯのあけぼのプランー 京都府男女共同参画計画ー」 策定	
平成 14 年 (2002 年)			
平成 15 年 (2003 年)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正		
平成 16 年 (2004 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	「京都府男女共同参画推進条例」施行	
平成 17 年 (2005 年)	「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定		
平成 18 年 (2006 年)	「男女雇機会均等法」改正	「新ＫＹＯのあけぼのプラン後期施策」策定 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「京丹後市 男女共同参画計画デュエットプラン 21」策定

年	国	京都府	京丹後市
平成 19 年 (2007 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成 20 年 (2008 年)	「女性の参加加速プログラム」策定		
平成 21 年 (2009 年)	「育児・介護休業法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 2 次）」策定	
平成 22 年 (2010 年)	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定		「京丹後市 男女共同参画計画デュエットプラン 21」中間見直し
平成 23 年 (2011 年)		「KYOのあけぼのプラン（第 3 次）」策定	「京丹後市男女共同参画条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		
平成 25 年 (2013 年)	「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
平成 26 年 (2014 年)	すべての女性が輝く社会づくり本部の設置	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立施行		

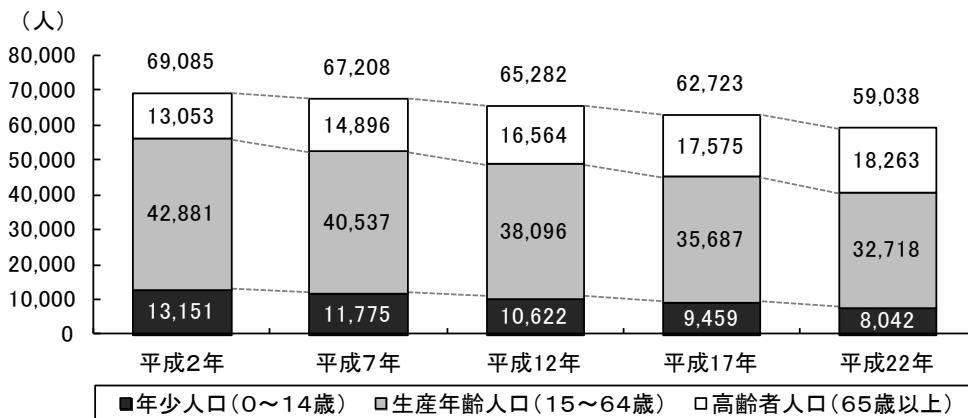
## 第2章 京丹後市の現状と課題

### 1 統計データに基づく京丹後市の状況

#### (1) 人口の状況

平成2年から平成22年にかけて総人口は減少しており、平成22年で59,038人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の増加が顕著であり、高齢化率は平成22年で20.1%となっています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



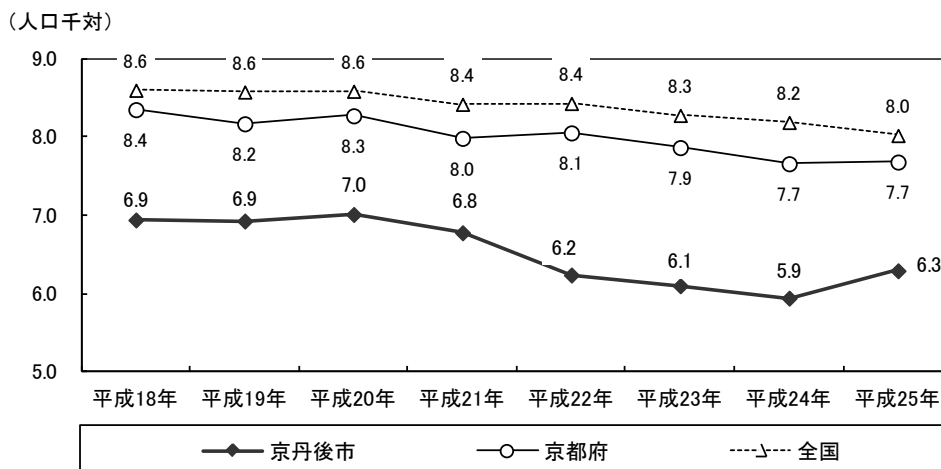
※総人口には年齢不詳人口も含むため、年齢内訳の合計に一致しません。

資料：国勢調査

#### (2) 出生率※の状況

出生率をみると、京丹後市は平成20年から平成24年にかけて減少傾向にあります。平成25年は6.3へ増加していますが、いずれの年も国、府より低い水準で推移しています。

#### ■出生率の推移



資料：住民基本台帳人口（各年12月末人口）、京都府人口総数、人口動態調査より算出

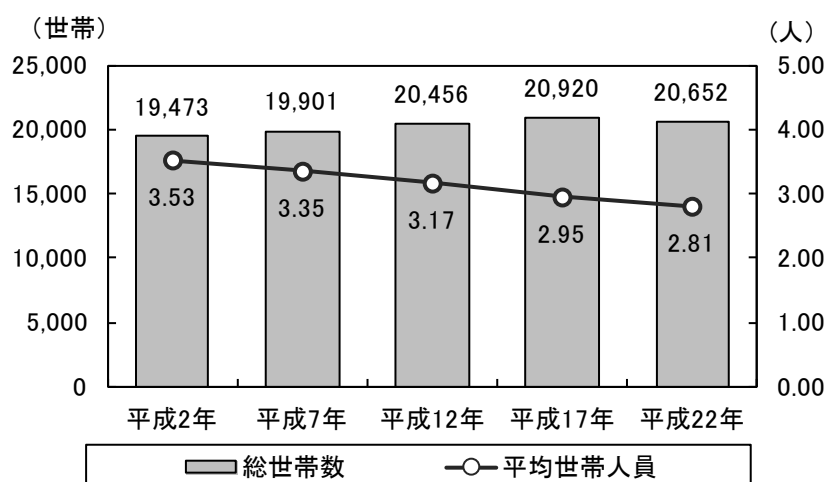
※出生率：人口1000人あたりの、1年間の出生児数の割合。

### (3) 世帯の状況

総世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、一世帯あたり人員数は減少し続けており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

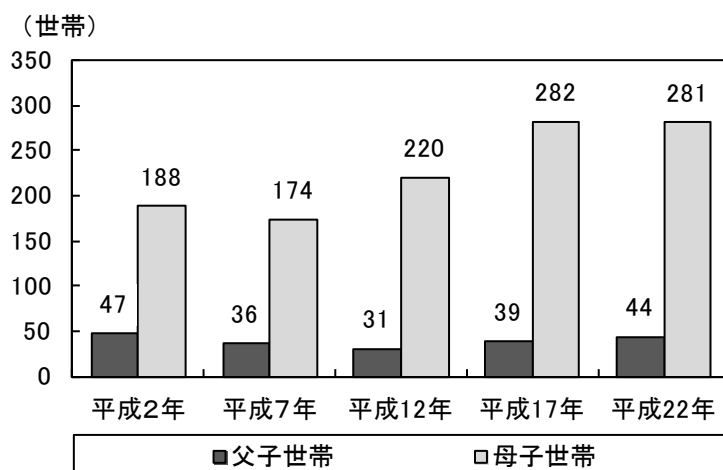
また、父子世帯及び母子世帯の推移をみると、父子世帯数は、平成12年以降増加しており、母子世帯数は、平成7年から平成17年にかけて大きく増加し、その後横ばいで推移しています。

#### ■総世帯数及び平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

#### ■母子・父子世帯数の推移



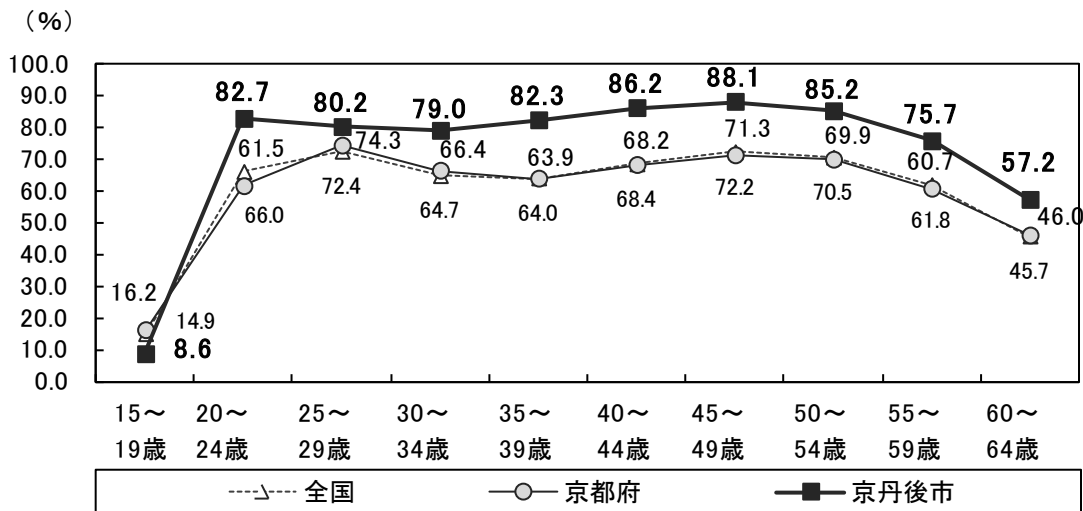
資料：国勢調査

#### (4) 女性の労働状況

女性の労働力率\*をみると、女性の結婚・出産・子育て期にあたる30～34歳代で労働力率が低下する「M字カーブ」を描いているものの、緩やかな曲線となっています。全国・府と比較すると、京丹後市は20歳以降において労働力率が高い水準となっています。

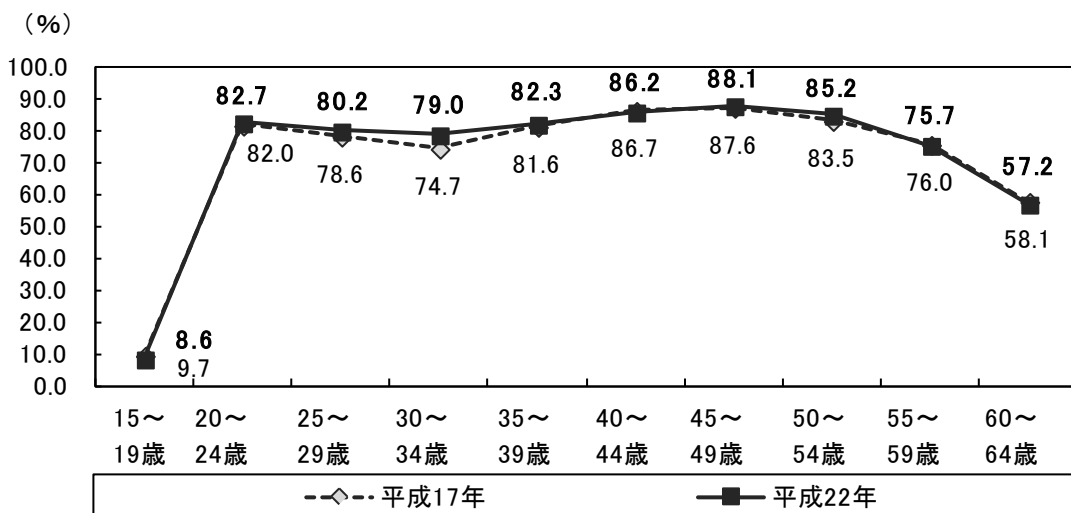
また、京丹後市における平成17年、平成22年の女性の労働力率を比較すると、M字の谷の部分にあたる、30～34歳の労働力率がわずかに上昇しています。子育て支援の充実等により、結婚・出産による離職者が減少していることや、晩婚化・非婚化の進行等が背景にあると考えられます。

■女性の年齢階級別労働力率の比較（全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：国勢調査

■京丹後市における女性の年齢階級別労働力率の比較（平成17年、平成22年）



資料：国勢調査

\*労働力率：生産年齢（15歳～64歳）人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。



## 2 アンケート調査からみえる現状

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画策定に活用するために、市民意識調査、事業所アンケート調査、保育・教育現場におけるアンケート調査を実施しました。各種調査結果から、特に本市の特徴がみえる結果について抜粋しています。

実施時期		内容	配布数	有効回収数	回収率
平成 25 年	2月22日 ～3月8日	保育・教育現場におけるアンケート調査 (対象：京丹後市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校に勤務する保育士及び教諭（常勤・非常勤）)	904	665	73.6%
	9月1日 ～9月16日	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 (対象：京丹後市内に所在する従業員3名以上の440事業所)	440	207	47.0%
平成 26 年	10月11日 ～10月31日	京丹後市男女共同参画社会に関する市民意識調査 (対象：京丹後市内在住の20歳以上の男女)	2,000	781	39.1%

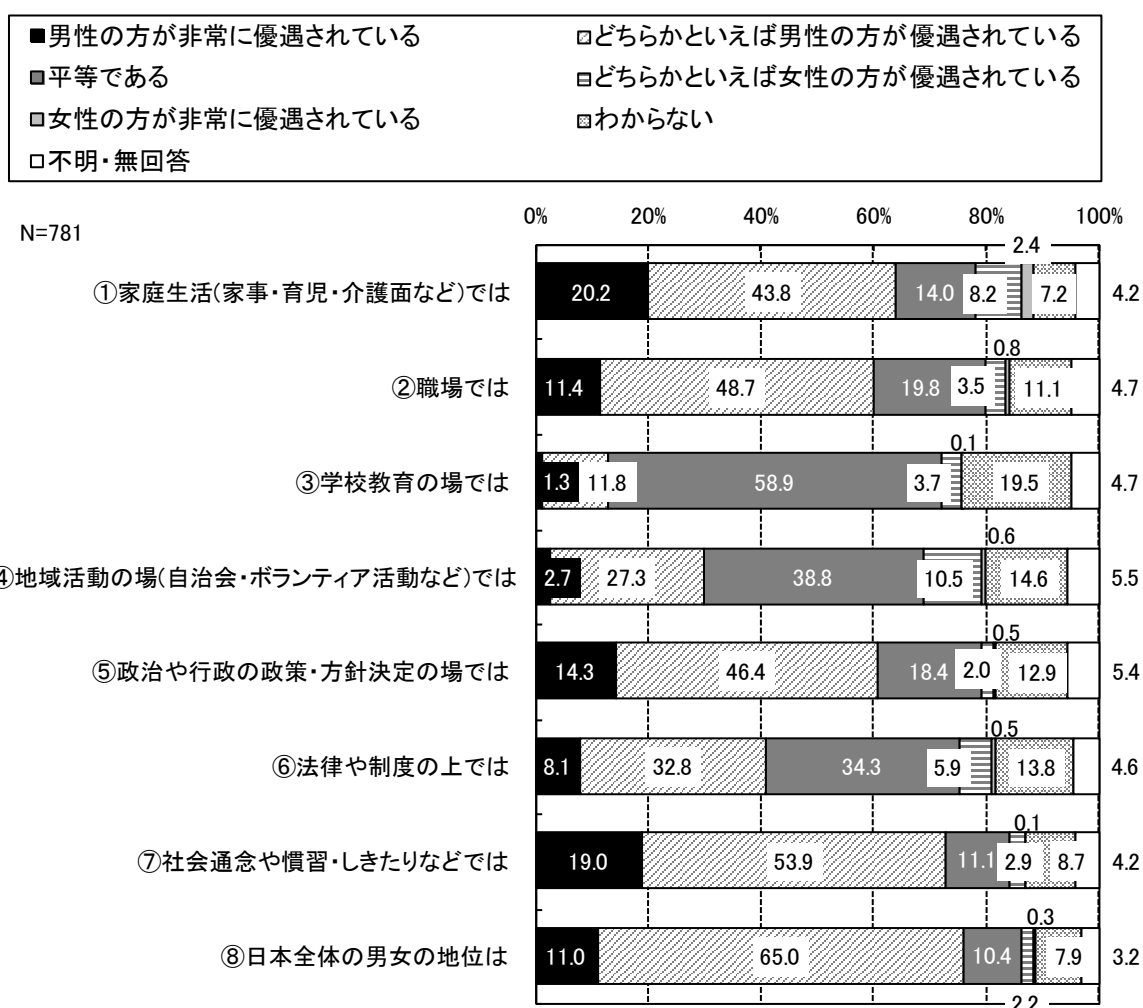
○グラフのN数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

## (1) 男女の平等感について

### ① 6割の人が、日常生活の多くの場面で「男性優遇」の傾向を感じている

男女平等の現状については、①家庭生活、②職場、⑤政治や行政の政策・方針決定の場、⑦社会通念や慣習しきたり、⑧日本全体において、依然として「男性が優遇されている」（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が60%以上と高くなっています。一方、③学校教育の場における平等感は高くなっています。

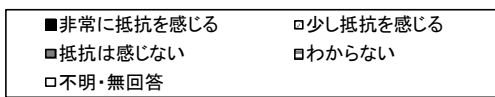
#### ■男女平等の現状（単数回答）《市民意識調査 問8》



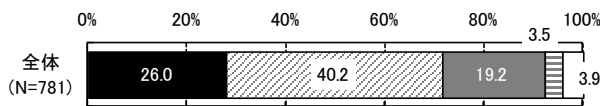
## ② 約7割の人が『「男は仕事」「女は家庭」といった考え方』に抵抗感がある

『「女（男）だから」「女（男）のくせに」といった考え方』や、『亭主関白の男性』『「男は仕事」「女は家庭」といった考え方』に「抵抗感を感じる」（「非常に抵抗を感じる」「少し抵抗を感じる」の合計）は約70%と高い傾向にあります。経年比較をみると、『「男は仕事」「女は家庭」といった考え方』や、『女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てること』については、平成22年度よりも「抵抗感を感じる」が高くなっており、『結婚して妻の姓を名乗ること』や『女性が結婚しないで仕事に専念すること』、『離婚すること』については、「抵抗は感じない」が高くなっています。

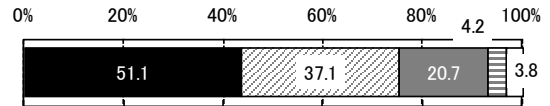
### ■項目別にみる男女平等の意識（単数回答）《市民意識調査 問9》



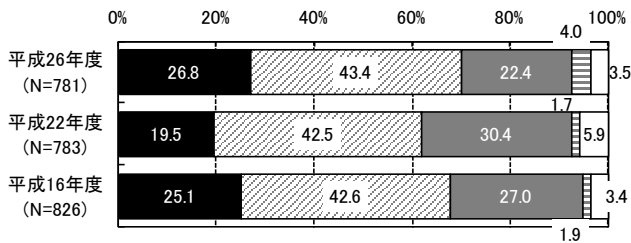
【「女(男)だから」「女(男)のくせに」といった言い方、考え方】



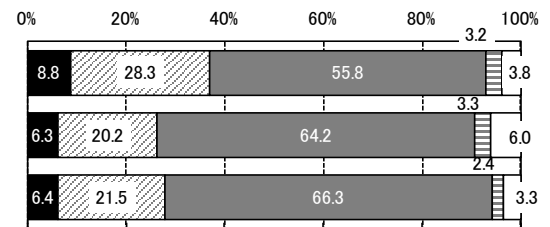
【亭主関白の男性】



【「男は仕事」「女は家庭」といった考え方】



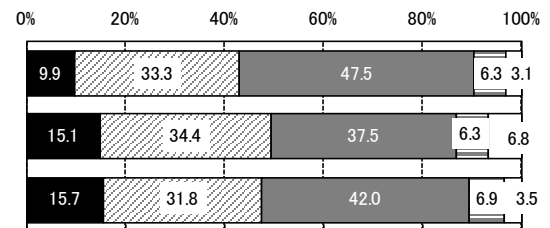
【女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てること】



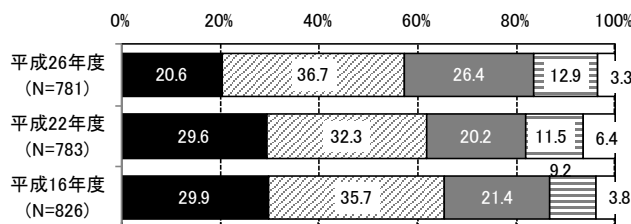
【結婚して妻の姓を名乗ること】



【女性が結婚しないで仕事に専念すること】



【離婚すること】

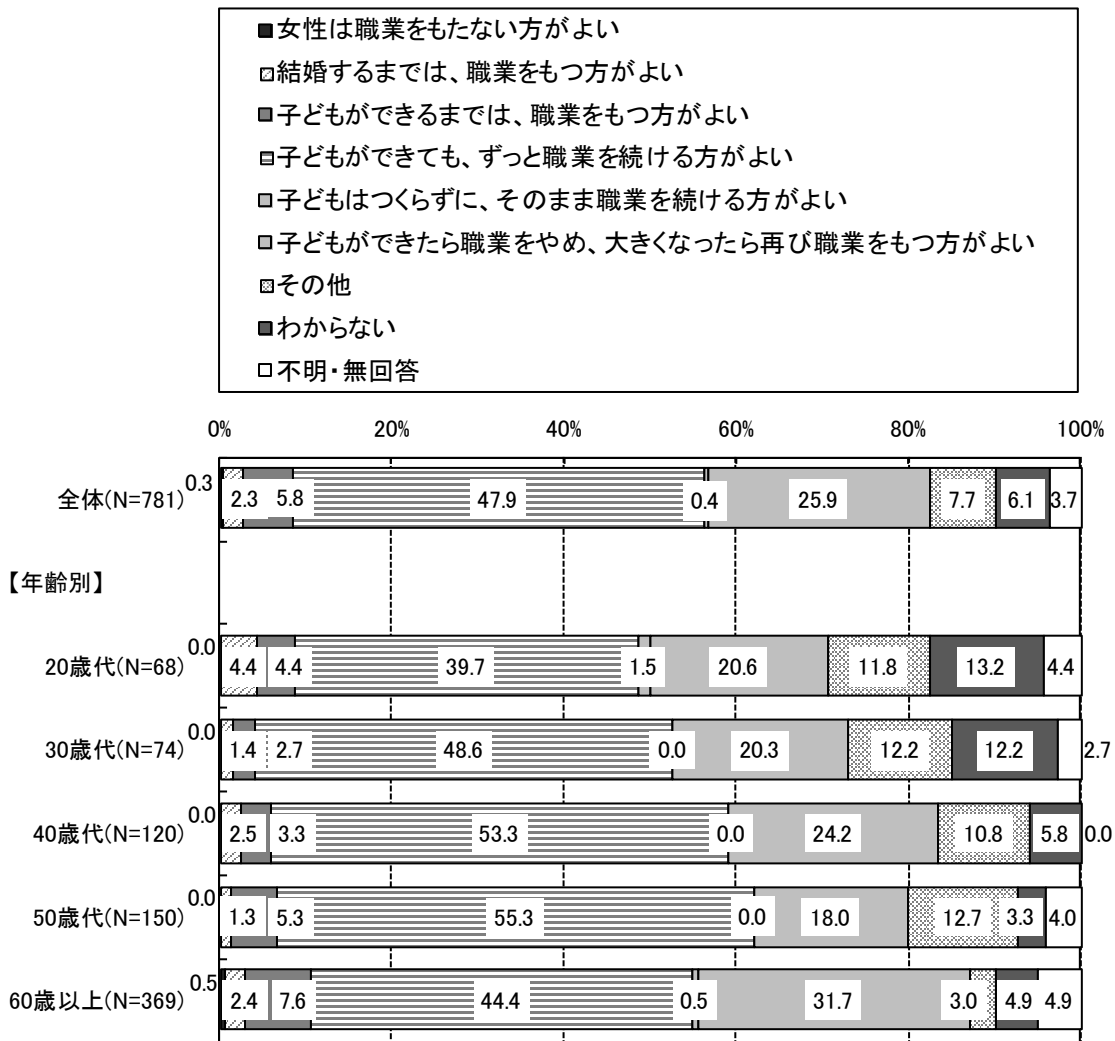


## (2) 女性の就労について

### ① 5割程度の人が、子どもができてもしっかりと職業を続ける方が良いと考えている

全体でみると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が47.9%となっており、育児期も女性が職業をもつことに肯定的な人は多くなっています。しかし、年齢別にみると60歳以上では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が31.7%となっており、他の年代よりも育児期の就労への抵抗感が強くなっています。

■女性が職業をもつことへの意識（単数回答）〈市民意識調査 問12〉

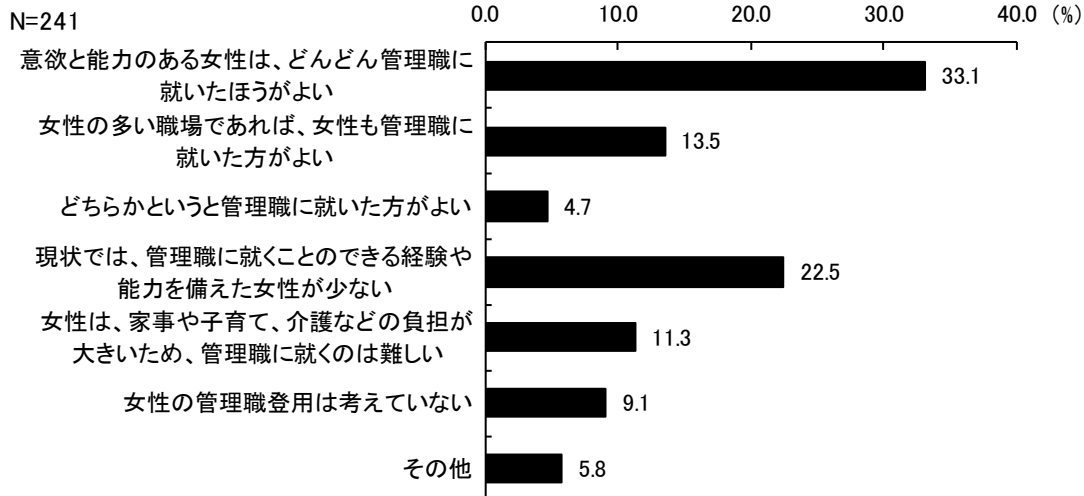


## ② 女性管理職の登用には女性自身の意欲向上や男女の意識改革が必要である

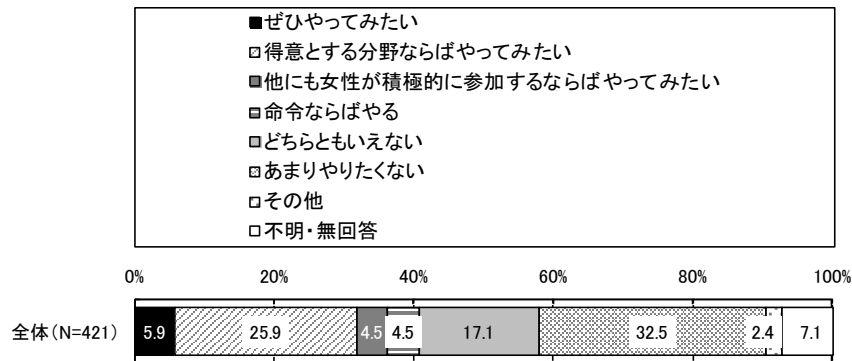
女性の管理職については、事業所では「意欲と能力のある女性はどんどん管理職に就いた方がよい」が33.1%と最も高くなっています。一方で、女性自身の管理職への参加意欲については、「あまりやりたくない」という積極的ではない回答が32.5%となっています。

女性の指導的立場への参画を高めていく手法については「男性の意識改革を進める」が40.6%、「すべての仕事を男女がともに担い合うようにする」が37.4%、「女性の意識改革を進める」が32.9%となっています。

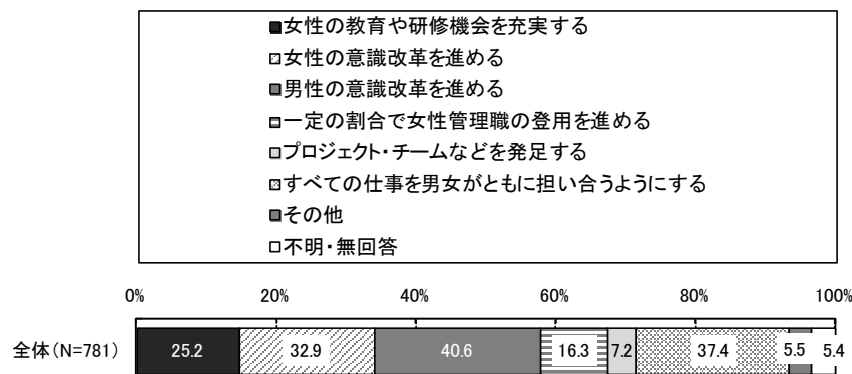
### ■ 女性の活用・登用について（複数回答）《事業所アンケート調査 問5》



### ■ 【女性の方】管理職への参加意欲（単数回答）《市民意識調査 問15》



### ■ 女性の指導的立場への参画の手法（複数回答）《市民意識調査 問14》



### (3) 育児・介護との両立について

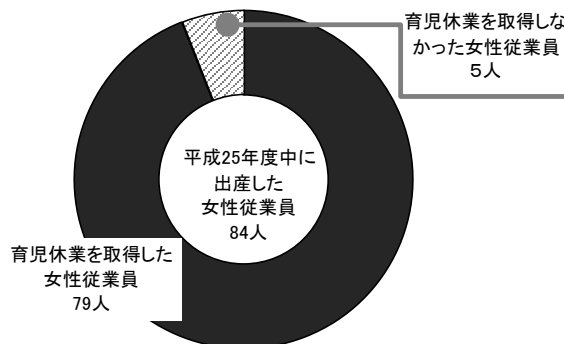
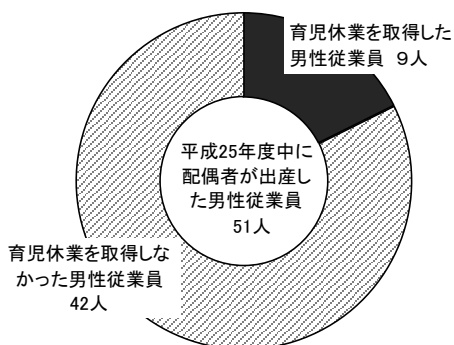
#### ① 男性の育児休業取得のためには、育児・介護休業中の代替要員の確保が課題である

平成 25 年度中の育児休業取得状況については、男性の育児休業取得率は 17.6%、出産した女性の育児休業取得率は 94.0%となっており、男女ともに、全国調査を 1 割以上上回っています。また、介護休業については、男性で 4 人、女性で 8 人が取得しています。

仕事と育児・介護の両立支援については、「育児休業や介護休業中の代替要員の確保が難しい」が 25.4%と最も多く、次いで「業務の効率や質が落ちる」「休業することで収入面の不安があるため、従業員が利用を望まない」等が約 10.0%となっています。

#### ■ 育児・介護休業の取得状況（平成 25 年度 京丹後市）

男性従業員		女性従業員	
配偶者が出産した男性従業員がいないと回答した事業所数	180	出産した女性従業員がいないと回答した事業所数	181
配偶者が出産した男性従業員がいると回答した事業所数	27	出産した女性従業員がいると回答した事業所数	26
平成25年度中に配偶者が出産した男性従業員数	51	平成25年度中に出産した女性従業員数	84
うち、育児休業を取得した男性従業員数	9	うち、育児休業を取得した女性従業員数	79
男性 育児休業取得率	17.6%	女性 育児休業取得率	94.0%



※育児休業を取得した男性従業員は全員同じ事業所

	男性	女性
平成25年度中に介護休業を取得した従業員数 (回答のあった事業所全体)	4	8

資料：平成 26 年 男女共同参画に関する事業所アンケート調査（問 7、問 8）

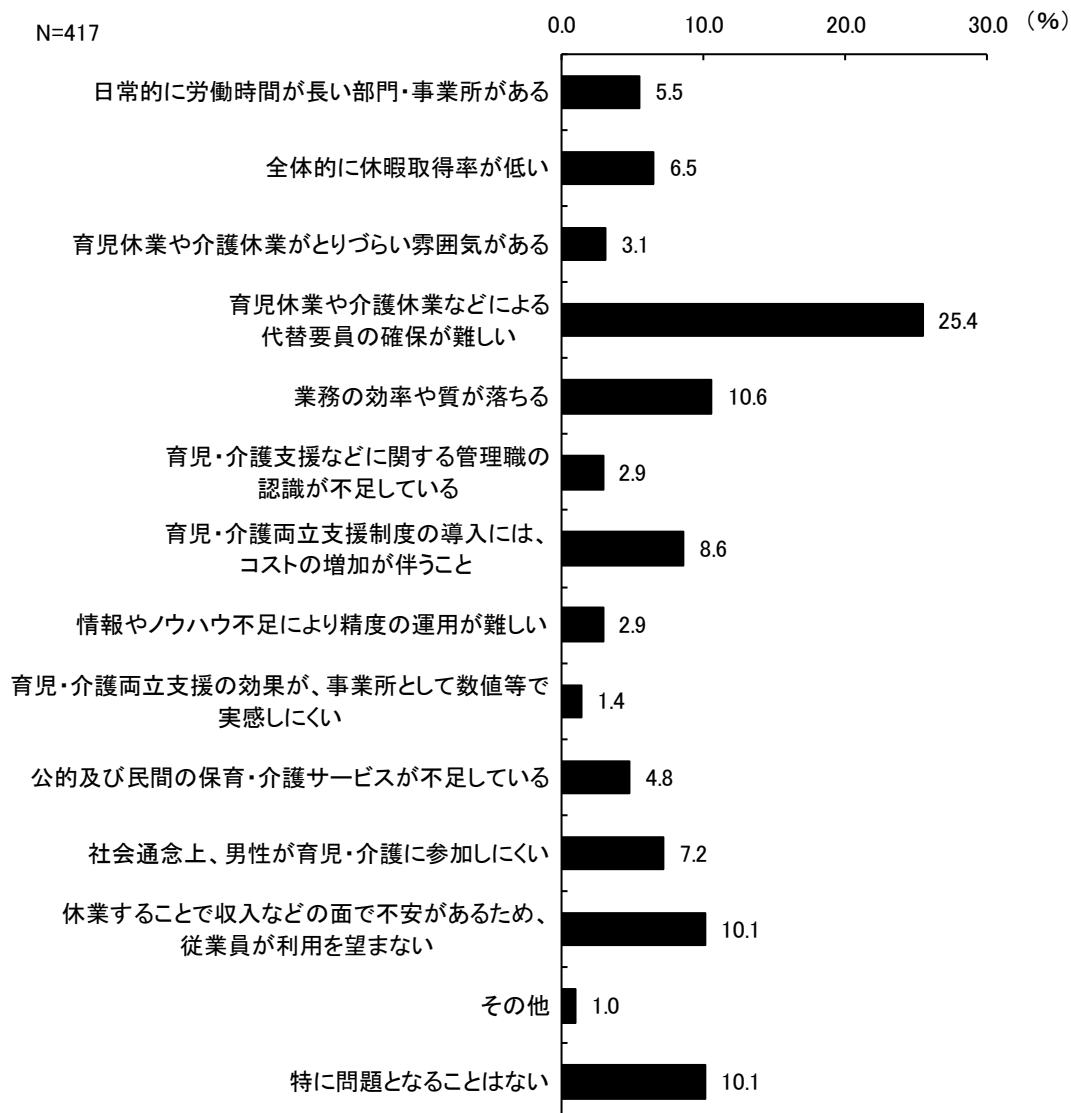
#### ■ 参考：育児休業の取得状況（平成 25 年度 全国）

《男性》配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業を取得した割合	2.0%
《女性》出産した女性労働者のうち育児休業者の割合	83.0%

※「育児休業者」は、平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点(平成 25 年 10 月 1 日)までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

資料：平成 25 年雇用均等基本調査（確報）

■仕事と育児・介護の両立支援を推進しようとする場合の問題（複数回答）《事業所アンケート調査 問9》

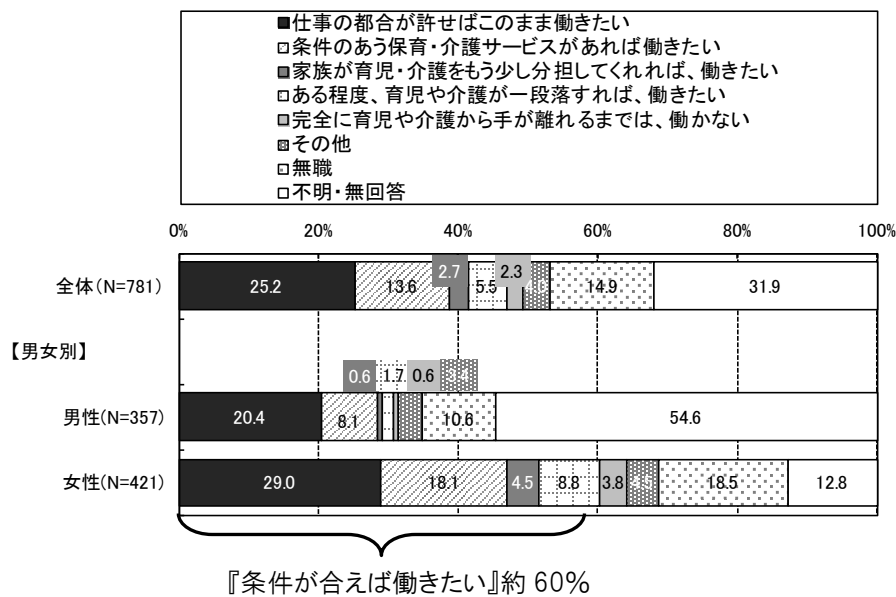


## ② 6割の女性が家庭と仕事の両立を希望し、支援の充実や家族の理解と協力を期待している

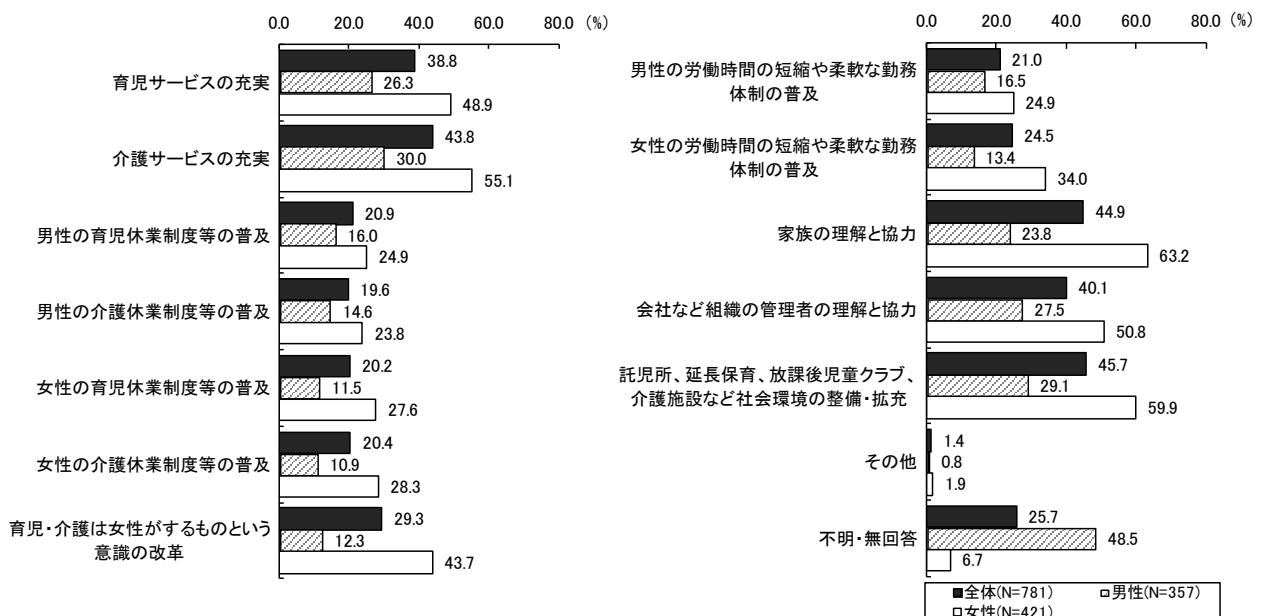
育児・介護と仕事の両立に関する希望については、「条件があえば働きたい」（「仕事の都合が許せばこのまま働きたい」～「ある程度、育児や介護が一段落すれば、働きたい」の合計）が女性で約60.0%となっています。

仕事と家庭生活の両立のために必要なことについては、「託児所、延長保育、放課後児童クラブ、介護施設など社会環境の整備、充実」や「家族の理解と協力」が女性では約60.0%、男性では30.0%未満となっており、男女で意識の差が大きくなっています。

### ■ 育児・介護と仕事の両立に関する希望（単数回答）《市民意識調査 問17》



### ■ 《市民意識調査 問18》 育児・介護と仕事の両立のために必要なこと（複数回答）





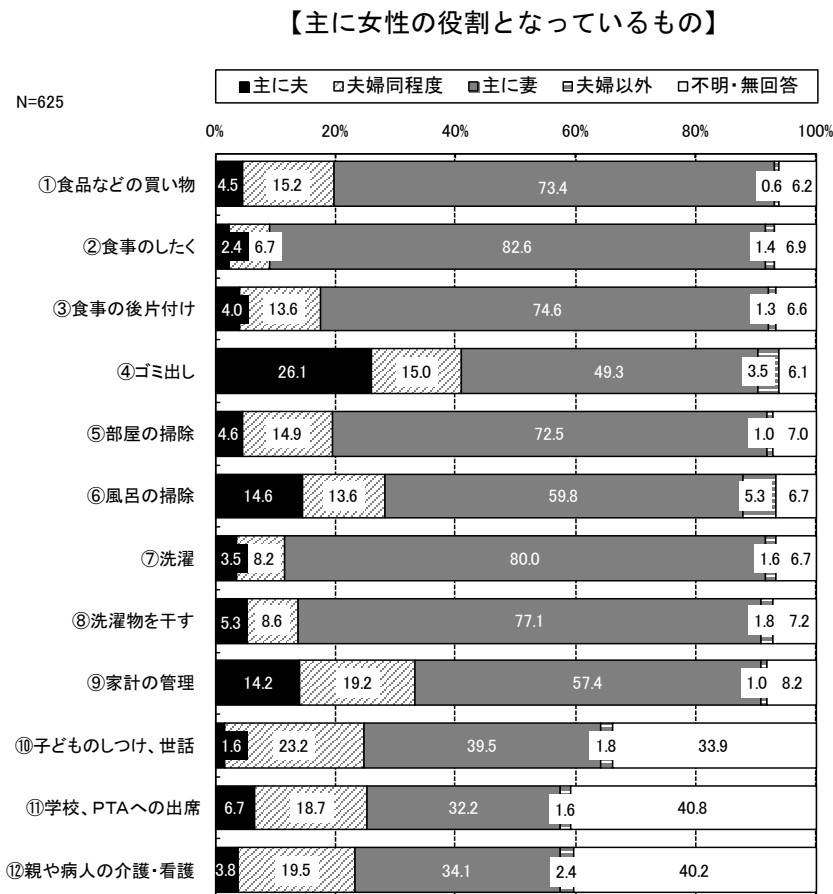
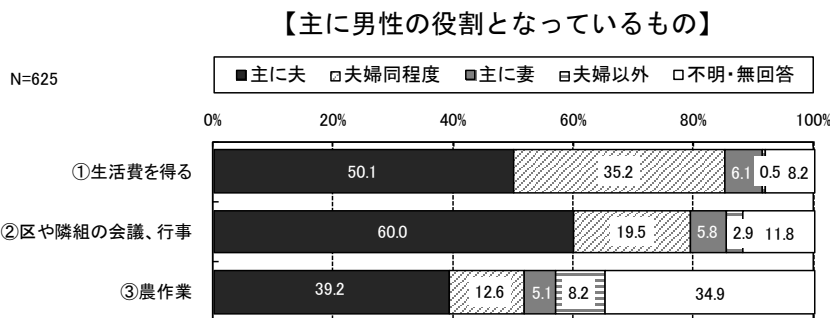
## (4) 家庭における役割分担について

### ① 主な家事は女性の役割、20～30 歳代は男性が家事に協力的である

夫婦の仕事・家事分担については、『①食品などの買い物』『②食事のしたく』や『③食事の後片付け』『⑤部屋の掃除』『⑦洗濯』等、いわゆる日常的な家事については女性が担っている割合が高く、一方で『①生活費を得る』『②区や隣組の会議、行事』は男性が担っている傾向がみられます。

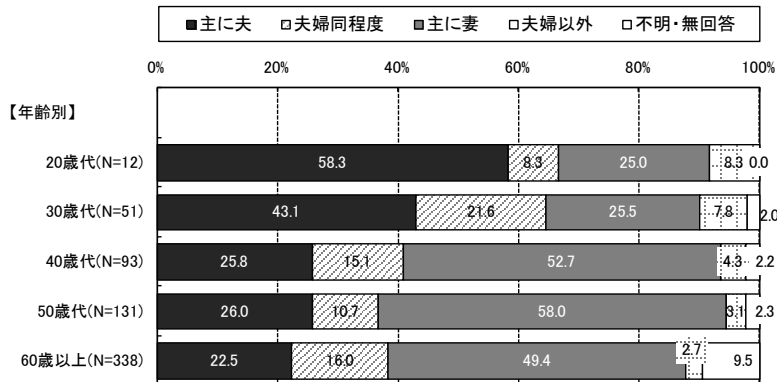
また年齢別にみると、若い年代ほど、男性が家事を担ったり、夫婦で同程度分担している傾向がみられ、『ごみ出し』は20歳代～30歳代、『風呂の掃除』は20歳代で男性が女性を上回っています。

#### ■ 【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）〈市民意識調査 問20〉

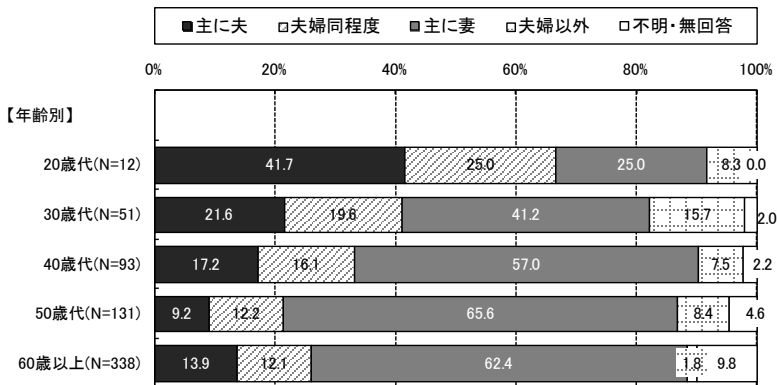


■【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）《市民意識調査 問20》 年代別比較

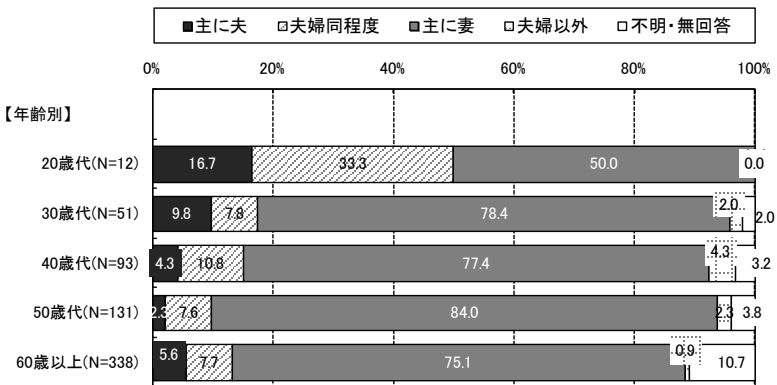
【ごみ出し】



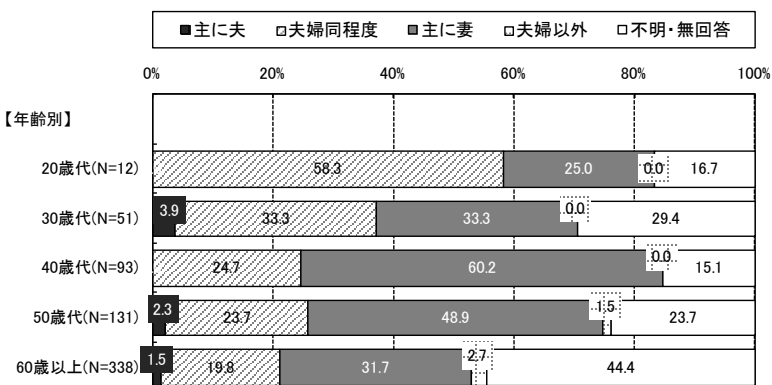
【風呂の掃除】



【洗濯物を干す】



【子どものしつけ、世話】

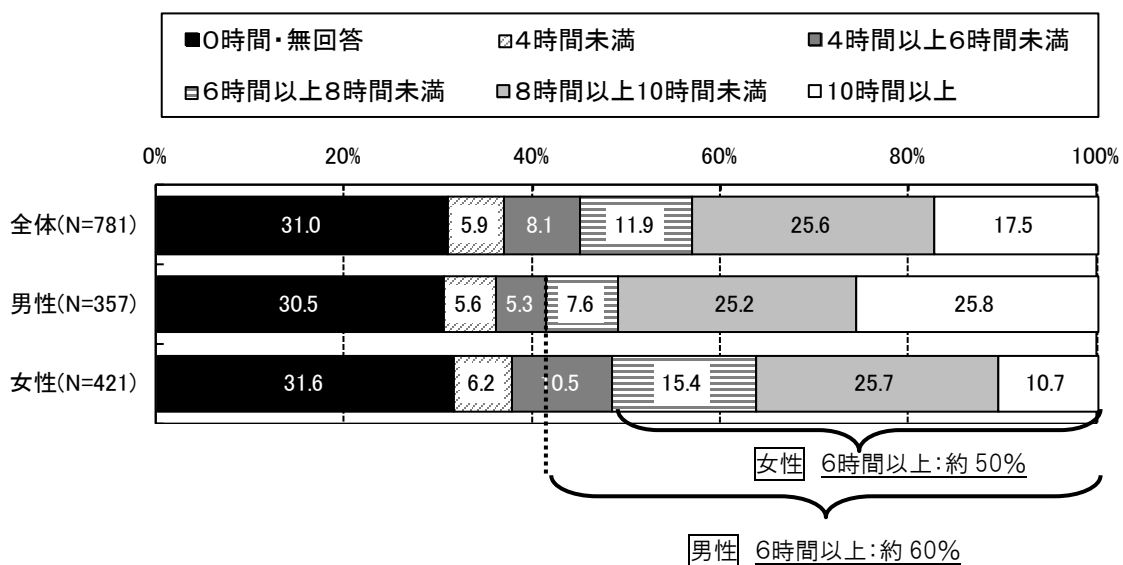


## ② 男性の約 25%が平日 10 時間以上の労働、女性は仕事と家事両方を負担している

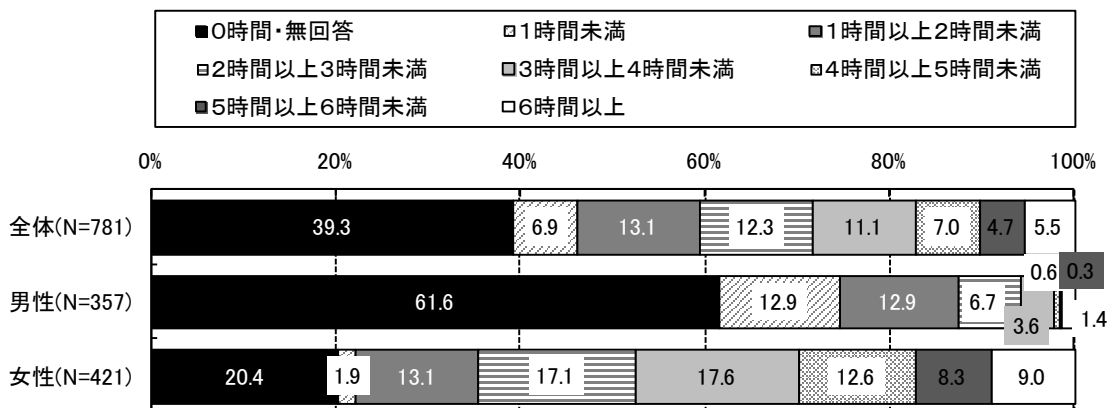
平日の仕事に費やす時間について、男女で比較すると、「10 時間以上」で男性が女性の倍以上となっており、長時間労働の傾向がみられます。また、平日の家事に費やす時間では、男性で「0 時間または無回答」が 60%以上となっており、労働時間の長さから、男性の家事参画が難しくなっていると考えられます。

しかし、平日 6 時間以上仕事をしている女性が半数以上いることを考えると、仕事と家事両方の負担が大きい女性は少なくないと考えられます。

■ 平日の仕事に費やす時間（数量回答）《市民意識調査 問 19》



■ 平日の家事に費やす時間（数量回答）《市民意識調査 問 19》

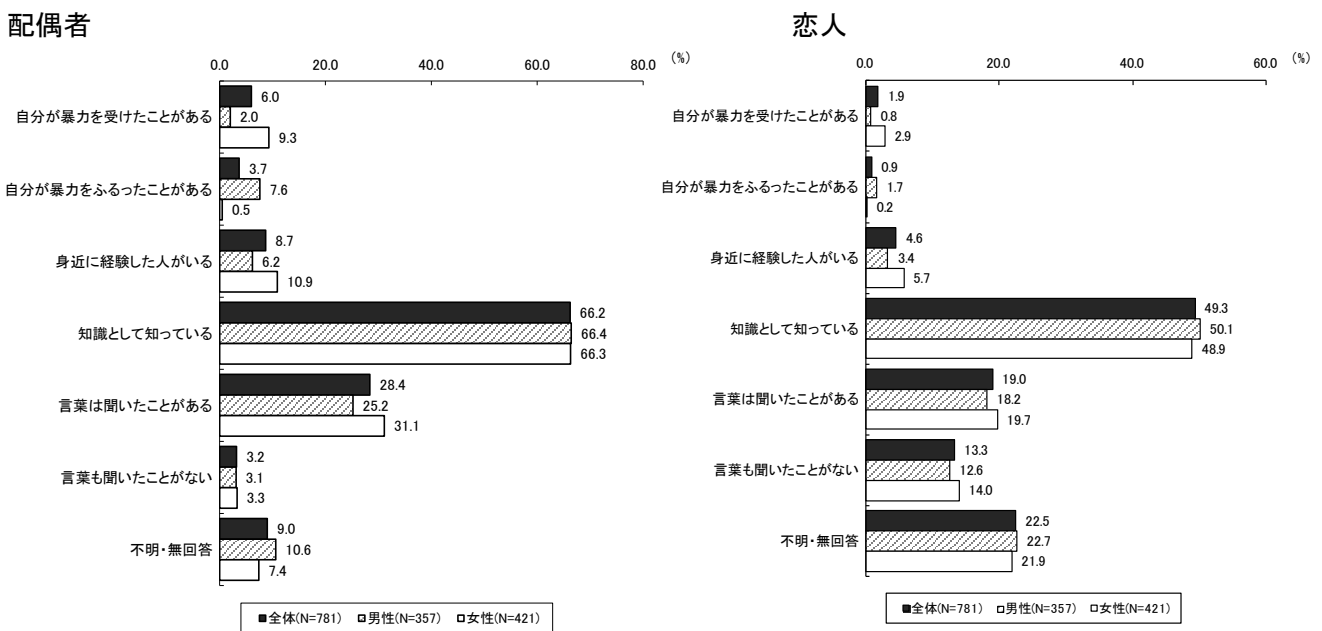


## (5) 暴力や性犯罪について

### ① 既婚女性の10人に1人はDV経験者だが、周囲に相談できていない

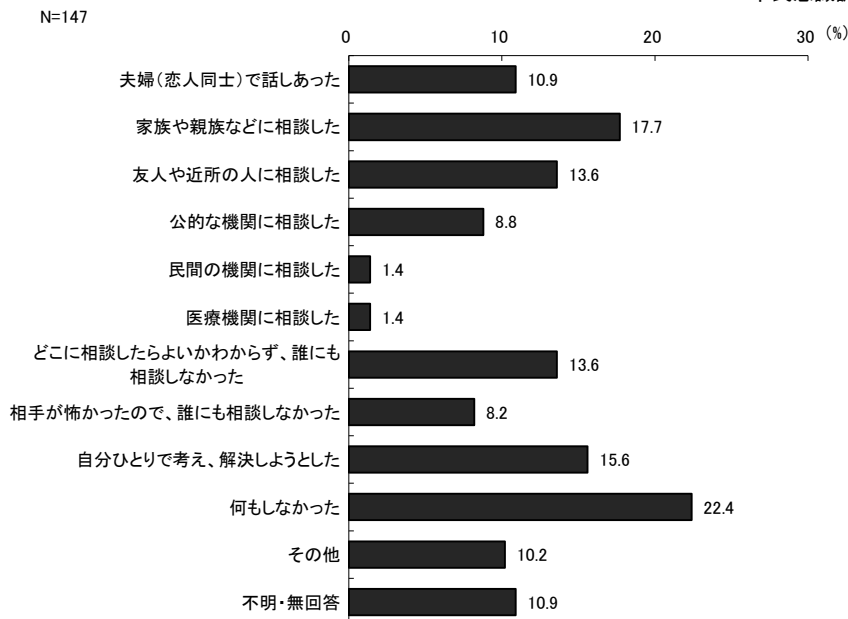
配偶者からの身体的・心理的暴力について男女で比較すると、「自分が暴力を受けたことがある」の割合は女性の方が高く、約10%が経験者となっています。DVへの対処については、「何もしなかった」が約20%と最も高く、次いで「家族や親族などに相談した」「自分ひとりで考え、解決しようとした」が10%台となっています。また、「公的な機関に相談した」「医療機関に相談した」等の割合は10%未満にとどまっています。

■ 配偶者等からのDVの経験（複数回答）〈市民意識調査 問22〉



■ 【配偶者・恋人（から/へ）の暴力経験者または身近に経験者がいる方】DVへの対処（複数回答）

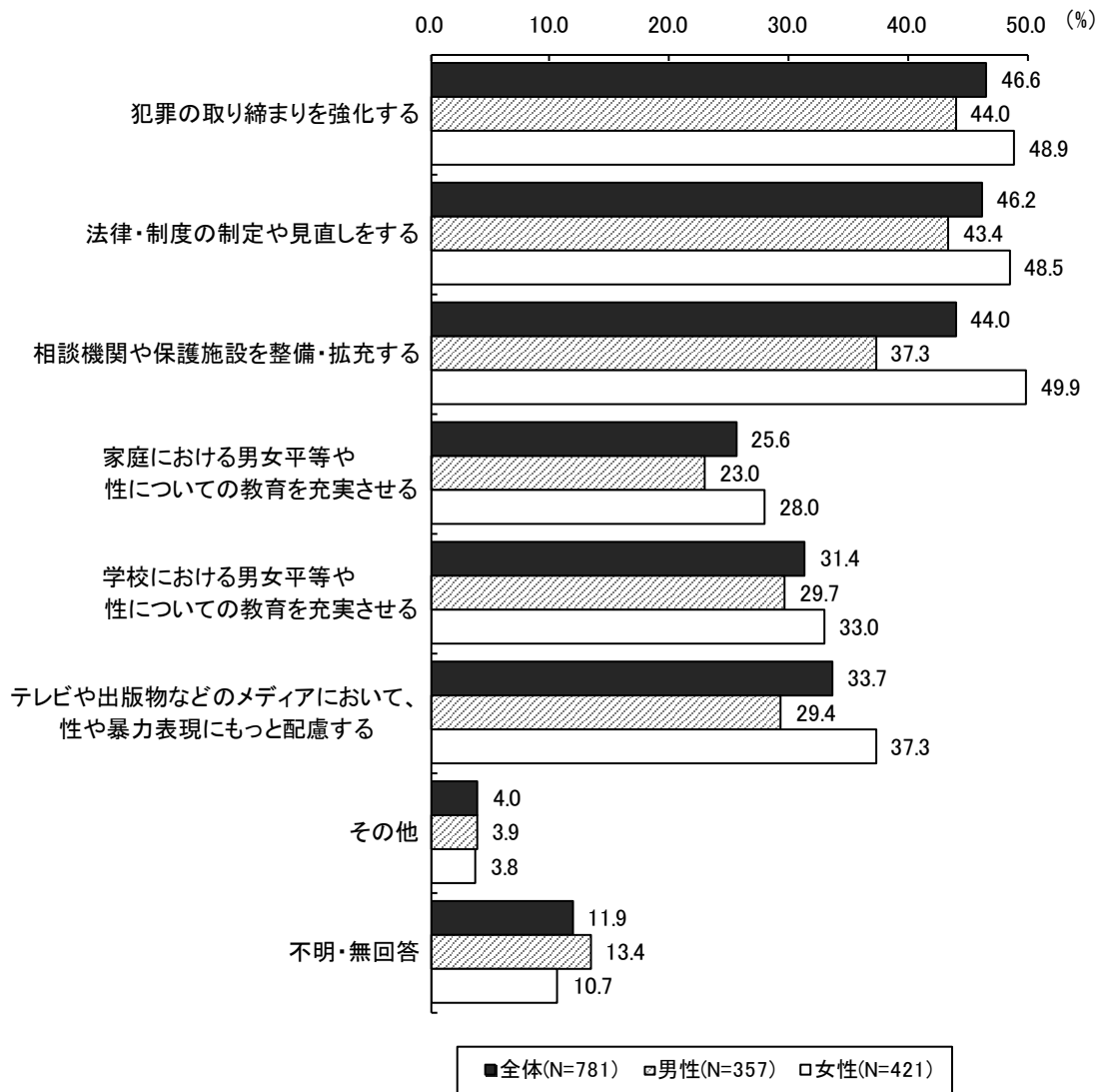
〈市民意識調査 問23〉



## ② 女性は相談機関や保護施設の充実を重要視している

暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なことについては、「犯罪の取り締まりを強化する」「法律・制度の制定や見直しをする」「相談機関や保護施設を整備・拡充する」が40%以上を占めています。男女で比較すると「相談機関や保護施設を整備・拡充する」の割合は、女性の方が高く、男女で10%以上の差がみられます。

■暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なこと（複数回答）《市民意識調査 問25》



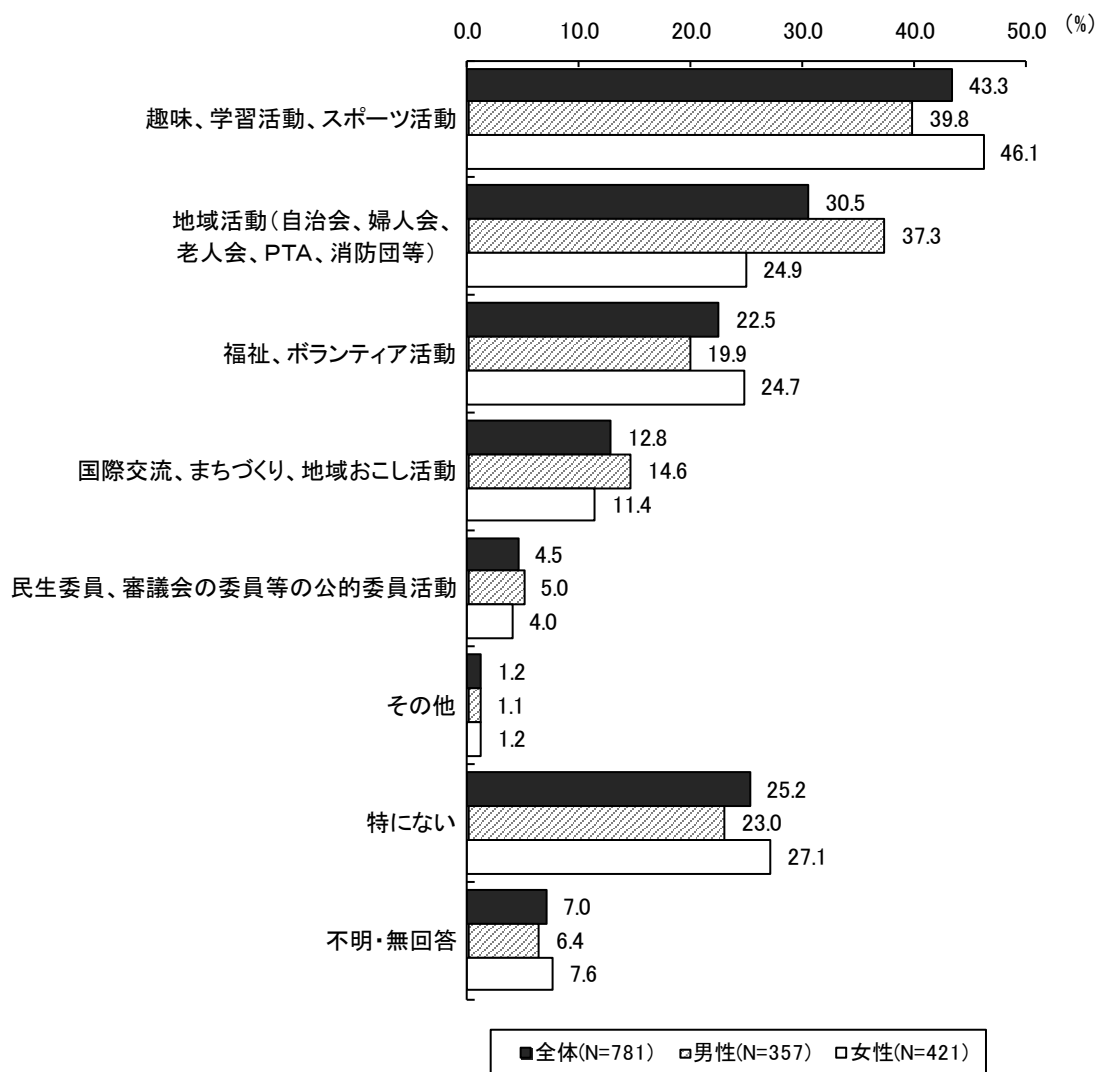
## (6) まちづくりにおける男女共同参画について

### ① 女性は男性に比べて地域活動への参加希望が少ない

社会活動への参加状況や今後の参加希望については、「趣味、学習活動、スポーツ活動」が40%以上と最も高く、次いで「地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）」が約30%、「福祉、ボランティア活動」が20%以上となっています。

男女で比較すると「地域活動（自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等）」では男性の割合が高く、男女で10%以上の差がみられます。

■社会活動への参加状況や希望（複数回答） <<市民意識調査 問26>>

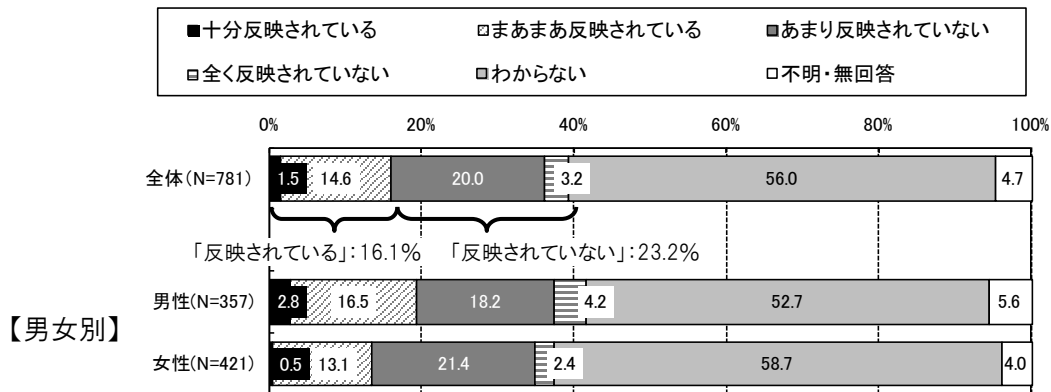


## ② 約4割の人が男性優位の組織運営等が女性の政策決定の場への参加を妨げていると感じている

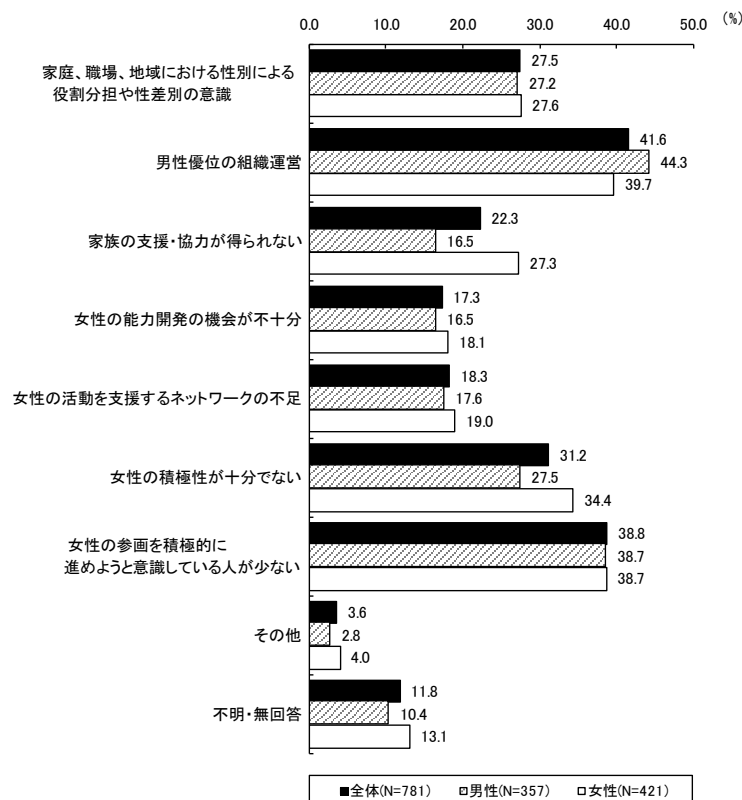
まちづくりへの女性意見の反映については、「反映されている」（「十分反映されている」「まあまあ反映されている」の合計）が16.1%、「反映されていない」（「あまり反映されていない」「まったく反映されていない」の合計）が23.2%となっており、「わからない」が過半数となっています。

政策決定の場に女性の参加が少ない理由については、「男性優位の組織運営」「女性の参画を積極的に進めようとして意識している人が少ない」が約40%と多くなっています。また「家族の支援・協力が得られない」「女性の積極性が十分でない」が女性の割合が多く、男女間で約10%の差がみられます。

### ■まちづくりへの女性意見の反映について（単数回答）《市民意識調査 問27》



### ■政策決定の場に女性の参画が少ない理由（複数回答）《市民意識調査 問27》



## (7) 男女共同参画の実現に必要なことについて

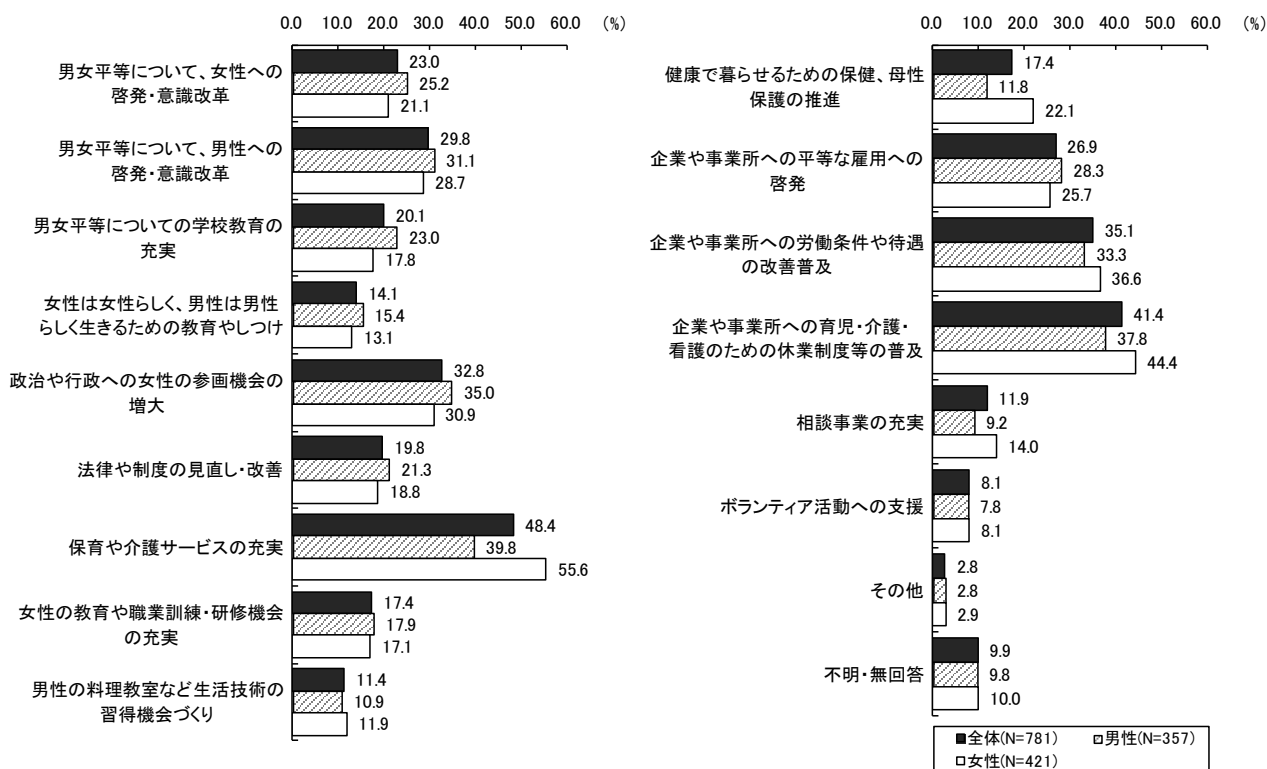
### ① 5割以上の女性が保育・介護サービスの充実、4割以上が育児・介護休業制度の普及を希望している

男女共同参画の実現に必要なことについては、「保育や介護サービスの充実」が48.4%と最も高く、次いで「企業や事業所への育児・介護・看護のための休業制度等の普及」「企業や事業所への労働条件や待遇の改善普及」等、企業や事業所における環境整備が求められています。

また、事業所が男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むことについては、「結婚や育児退職後の再就職及び能力開発の機会をつくる」「男女共同参画や女性の能力開発のための講座やセミナーを開催する」など女性の再就職を準備・支援する場が求められています。

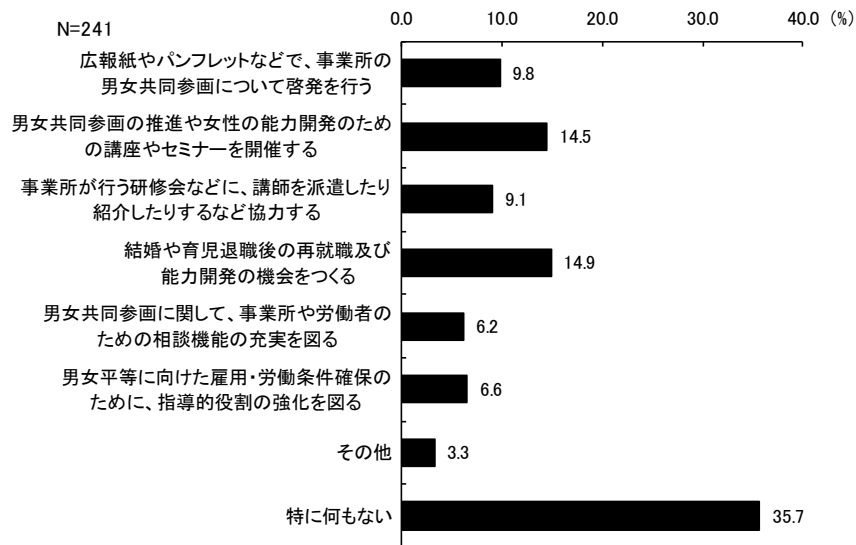
教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づきについてみると、保育士は「父親の子育てや家事への参加」「性別にかかわらず、個性を發揮できる職業意識の醸成」等が高く、幼稚園や小学校教諭は「男女の身体的な性差を理解する」「性別にかかわらず、個性を發揮できる職業意識の醸成」が高くなっています。

■ 男女共同参画社会の実現に必要なこと（複数回答）《市民意識調査 問28》



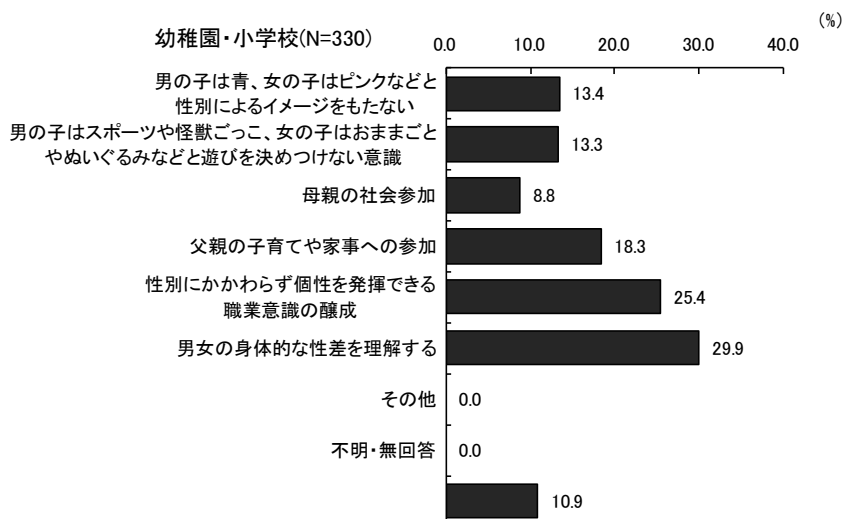
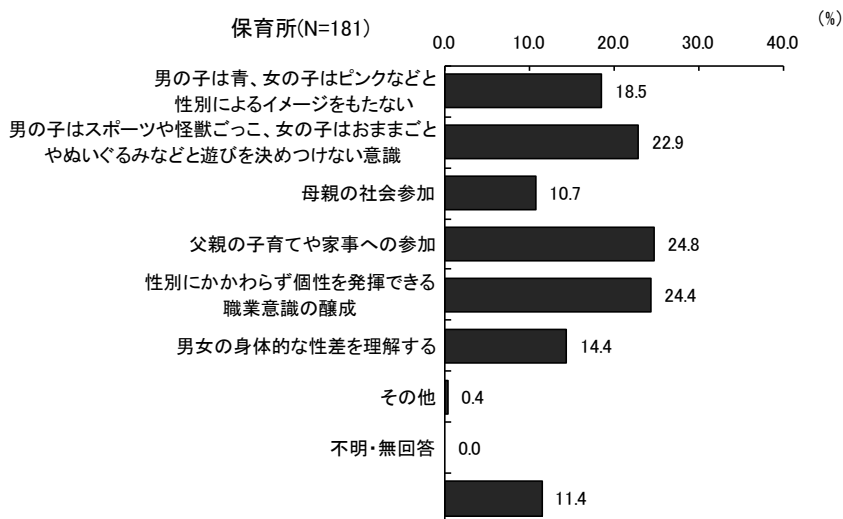


■事業所の男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むこと（複数回答）《事業所アンケート調査 問14》



■教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づき（複数回答）

《保育・教育現場アンケート調査 問12》



### 3 第1次計画の取組み状況

#### (1) 重点目標の達成状況

平成27年度を目標として設定した目標値と、平成26年度に把握した実績値を比較し、達成度を確認しました。評価の基準は次のとおりです。

<評価基準>

- A…平成26年度の実績が目標値を達成している
- B…目標達成には至らなかったが、改善している
- C…平成17年度時点の実績値と変化がない
- D…平成17年度時点から後退している

基本方向	基本目標	No.	評価指標	実績値		目標値	評価結果	
				平成17年度	平成26年度	平成27年度		
男女がともに参画するまちづくり	ともに つくるまち	1	男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局の解消(部単位・正職員)	8部局	8部局	7部局	C	
		2	管理職への女性登用促進(市職員)	28.4%	29.7%	30.0%以上	B	
		3	審議会等における女性委員比率	40.4%	25.7%	50.0%	D	
		4	京丹後市女性センター活用の充実	月6回 (平成23年度)	月1.8回	月2回	D	
	働く まち	ともに 暮らす	5	家族経営協定の締結農家数	5戸 (平成16年度)	9戸	13戸	B
			6	就業者※における家事従事時間の男女格差 (※アンケート調査記入者の平均。0時間や無回答は除く。ここでいう就業者は学生、家事専業、無職以外を選択した者。)	1時間42分 (平成23年度)	1時間51分	1時間	D
	を高め あう	ともに 能力	7	就業支援講座の開催	-	年1回	年4回	B
			8	再就職・起業相談会の開催	-	年25回	年6回	A
			9	女性団体ネットワーク加入団体	-	10団体	20団体	B
	を 楽しむ	ともに 人生	10	育児・介護休業取得状況の調査把握	-	実施	実施	A
人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶			語り 合える	11	女性相談の充実	月1回	月2回	週1回
	12	女性相談アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数		25人	11人	20人	D	
	応援 合える	13	ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合(住民意識調査結果)	15.3% (平成16年度)	13.6%	0.0%	B	
		14	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布	-	1冊	1冊	A	

基本方向	基本目標	No.	評価指標	実績値		目標値	評価結果			
				平成 17 年度	平成 26 年度	平成 27 年度				
生涯を通じた健康と生活基盤の安定	人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶	尊重し合えるまち	15	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」の年間開催回数	-	11 回	10 回	A		
			健康で安心なまち	16	乳がん検診の受診率の向上	18.0% (平成 16 年度)	48.2	50.0%	B	
				17	子宮がん検診の受診率の向上	17.0% (平成 16 年度)	44.7	50.0%	B	
				18	「うつ病」予防の健康教室開催回数	21 回 (平成 23 年度)	26 回	50 回	B	
			子育ても安心なまち	19	延長保育の拡大	6ヶ所 30 人 (平成 16 年度)	12 ヶ所 124 人	10 ヶ所 50 人	A	
				20	低年齢児の保育拡大	265 人 (平成 16 年度)	477 人	360 人	A	
				21	休日保育の実施	2ヶ所 (平成 23 年度)	2ヶ所	6ヶ所	C	
				22	病後児保育事業(派遣型)	- (平成 16 年度)	※平成 27 年度施設型実施予定	1ヶ所	C	
				23	一時預かり保育事業(旧一時保育事業)	3ヶ所 15 人 (平成 16 年度)	6ヶ所 892 人	7ヶ所 600 人(延べ)	A	
				24	放課後児童クラブの拡充	3ヶ所 65 人 (平成 16 年度)	10 ヶ所 343 人	11 ヶ所 330 人	A	
				25	子育て支援センターの設置	6ヶ所 (平成 23 年度)	8ヶ所 (平成 27 年度予定)	7ヶ所	A	
				26	ファミリーサポートセンター登録会員数	137 人 (平成 23 年度)	106 人	350 人	D	
			安心なまち	老後も	27	介護保険地域密着型サービス拠点数(グループホーム・小規模多機能型サービス事業所)	4ヶ所 (平成 16 年度)	23 ヶ所	20 ヶ所	A
			安心なまち	ひとり親も	28	ひとり親同士の交流機会づくり	年 1 回 (平成 16 年度)	年 2 回	年 1 回	A
			安心なまち	障害者も	29	グループホーム・ケアホーム設置数	1ヶ所 (平成 16 年度)	6ヶ所	6ヶ所	A
30	ホームヘルプサービス事業所数	6ヶ所 (平成 16 年度)			9ヶ所	10 ヶ所	B			
31	ショートステイサービス提供事業所数	7ヶ所 (平成 16 年度)			9ヶ所	10 ヶ所	B			

基本方向	基本目標	No.	評価指標	実績値		目標値	評価結果
				平成 17 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
生涯を通じた健康と生活基盤の安定	身近なことから学ぶまち	32	市内事業所への啓発活動 (資料等の配布、講師の派遣等)	- (平成 16 年度)	3人以上の事業所対象	一定規模以上の事業所対象	A
	幼い頃から学ぶまち	33	学校・幼稚園教職員への啓発活動(資料等の配布、講師の派遣等)	- (平成 16 年度)	全小学校	全幼稚園・小学校	A
		34	保育所職員への啓発活動 (資料等の配布、講師の派遣等)	- (平成 16 年度)	全保育所	全保育所	A
	大人こそ学ぶまち	35	男女共同参画セミナーの開催	3回	5回	10回	B
		36	人権学習会の開催回数	8回 (平成 23 年度)	20回	10回	A
		37	人権学習会への参加者数	1,085人 (平成 23 年度)	1,908人	1,600人	A
	国際的視野に立ったまち	38	国際交流・協力事業	- (平成 16 年度)	6回	7回	B
		39	外国語学習講座の開催	- (平成 16 年度)	3講座	5講座	B
総合的な取り組みの推進	相談できるまちづくり	40	インターネットを活用した情報提供	-	実施	実施	A

- NO. 3 審議会における女性委員比率については、委員に選出される代表者の立場には男性が就いていることも多く、男女比にかたよりができやすい状況となっています。男女双方の視点を取り入れた審議会運営のためには、団体の役職への女性就任を進め、会長は男性でも副会長には女性に就いてもらうなど、男女比等を考慮した委員の選出方法を検討する必要があります。
- NO. 4 京丹後市女性センター活用の充実については、京丹後市女性センターは、平成 19 年に開設され電話相談の拠点として活用されてきました。事前に申請をすれば女性団体の集いの場としても活用できますが、認知度の低さや場所、開館時間の問題もあり、十分に活用されているとはいえません。今後、利用条件の見直しと PR の強化が必要です。
- NO. 6 就業者における家事従事時間の男女格差については、近年、本市においても女性の労働力率は上昇しているものの、依然として家事従事時間は女性の方が長く、男女間の差も広がっています。男女が協力してともに生活する環境を整備するためには、男性の家事、育児への参画の必要性を啓発することが必要です。
- NO. 12 女性相談アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者については、平成 17 年～18 年にかけて養成事業を実施しました。養成事業終了から 10 年が経過し、登録者数も減少しています。相談事業では、相談内容も年々複雑化していることから、今後はアドバイザー一人ひとりの質を高めることで、より相談者に寄り添った支援をすることが求められます。
- NO. 26 ファミリーサポートセンター登録会員数については、市民が相互に子育てを支援し合う仕組みであり、子育て環境の充実を求める声は多いものの、登録会員数は減少しています。今後の市全体の子ども数の減少等を考慮し、目標値を見直ししながら、地域で子育てを支える環境づくりが必要で

## 4 現状からみえる課題のまとめ

### 第1次計画基本方向

### 男女がともに参画するまちづくり

#### 現状

##### 【統計データ】

- 人口減少・少子高齢化が進行しています。
- 女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期に低下する「M字カーブ」を描いていますが、全国・府と比較すると、20歳以上の労働力率が高い水準となっています。

##### 【アンケート調査】

- 政策決定の場に女性の参加が少ない理由として、男性優位の組織運営や女性の参画を積極的に進める人が少ないこと等があげられています。
- 育児期でも職業を続けることに賛同する人は多くなっています。
- 男性は10時間以上の労働、女性は平日に仕事と家事両方を負担する傾向にあります。
- 夫婦の役割分担では、区や隣組の会議、行事については主に夫の役割という人が多くなっています。

##### 【達成評価C以下の重点目標】

- 男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局の解消(部単位・正職員)
- 審議会等における女性委員比率
- 就業者における家事従事時間の男女格差

##### 【その他】

- 自治会等の地域活動では、担い手の確保を求める声もありますが、慣習や固定的な性別役割分担の意識が根強く、男女共同参画が浸透しにくい傾向があります。

#### 課題

##### 【男女共同参画意識の向上】

- 男女の多様な意見を市政に反映できるよう関係団体に働きかけるなど、女性の参画を促進することが求められます。
- 家庭内での固定的な性別役割分担の意識を見直し、男女が互いを尊重し合って協力できるよう、男女の意識改革や、男性の長時間労働の是正等の環境づくりが重要です。
- 子どもが幼い頃から男女共同参画の意識を育むことのできる環境が必要です。

##### 【地域活動への女性参画】

- 多様な年齢層の男女が相互に協力し合い、活力ある地域づくりを進めていくためには、だれもが参画しやすい環境づくりが重要です。

### 国の流れ・全国的な傾向

##### 【地方創生】

- 結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援

##### 【女性の職業生活における活躍の推進】

- 女性の参画が少ない分野での就業支援
- 長時間労働の是正

### 第2次計画

#### 基本方針1 基本方針2

#### 思いやり深まるまちづくり 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

## 現状

## 【統計データ】

- 人口減少・少子高齢化が進行しています。
- 一世帯あたりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。
- 父子世帯数が増加傾向にあります。

## 【アンケート調査】

- 育児・介護と仕事の両立に関する希望については、「条件のあう育児・介護サービスがあれば働きたい」と答えた女性は約6割みられます。
- 仕事と家庭生活の両立のために必要なことについてみると、「託児所、延長保育、放課後児童クラブ、介護施設など社会環境の整備・拡充」が最も多く、次いで「家族の理解と協力」となっています。

## 【達成評価C以下の重点目標】

- 休日保育の実施
- ファミリーサポートセンター登録会員数
- 京丹後市女性センター活用の充実

## 課題

## 【男女共同参画を推進するための基盤整備とワークライフバランスの浸透】

- 男女がともに健康で仕事と育児を両立し、安心して子どもを産み育てられる地域づくりが必要です。
- ひとり親や障害のある人等、多様な立場にある人たちが生き生きと社会参画できるまちをめざすことが必要です。
- 家庭や地域の支援だけでは解決が困難な課題に対し、子育て支援や福祉サービスの充実等を図り、社会全体で支えていくことが必要です。
- 働く男女が充実した生活を送るため、企業の理解と協力を得ながら、男女がともに働きやすい職場環境を整備していく必要があります。

## 国の流れ・全国的な傾向

## 【ダブルケアへの対応】

- 介護と子育ての時期が重なり、両立しなければいけない状態(ダブルケア)にある世帯の増加

## 【女性の職業生活における活躍の推進】

- 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ハラスメントのない職場の実現
- 長時間労働の是正・休暇の取得等に取組む企業への支援
- 再就職、起業・創業支援

## 第2次計画

## 基本方針2

## 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

## 基本方針3

## 寄り添い支え合うまちづくり

## 現状

## 【アンケート調査】

- 配偶者からの身体的・心理的暴力については、女性で9.3%、男性で2.0%が経験者となっています。
- 被害を受けても何もしなかった人が多くなっています。
- 相談機関や保護施設の整備・拡充を必要とする女性が多くなっています。
- ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合が1割以上となっています。

## 【達成評価C以下の重点目標】

- 女性相談アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数

## 課題

## 【あらゆる暴力の早期発見と被害者支援】

- 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、（デートDV））等は、家庭内の問題、男女間の個人的な問題であると捉えがちであり、周囲が気がつかないうちに、被害が深刻化しやすい傾向にあります。
- 「どこに相談すればよいかわからない」という人が多く、だれにも相談できずに、被害が潜在化しやすくなっています。
- 若年層に対し、DVに対する正しい知識を持つこと、適切な対応を図ることを周知啓発し、あらゆる暴力を未然に防ぐための取組みが必要です。
- 市単独での対応が困難な場合等、府や近隣市町、関係機関と連携を図りながら、被害者の早期発見・支援に取り組むことが重要です。

## 国の流れ・全国的な傾向

## 【あらゆる暴力の早期発見と被害者支援】

- 配偶者間だけでなく、婚姻関係のない交際相手からの暴力への対処と被害者保護
- 児童虐待を含む家庭内暴力への対処と、DV家庭で育つ子どもへの支援

## 第2次計画 基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

# 第2部 計 画



# 第1章 計画の理念

## 1 基本理念等

### 【基本理念】

男女が輝きともに築く「女性活躍新時代」

### 【計画名】

第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ

### 【10年間のビジョン】

人が集い、生き生きと働き、安心して子どもを産み育てる。  
女性の活躍がリードする豊かな地方創生のまちづくり。

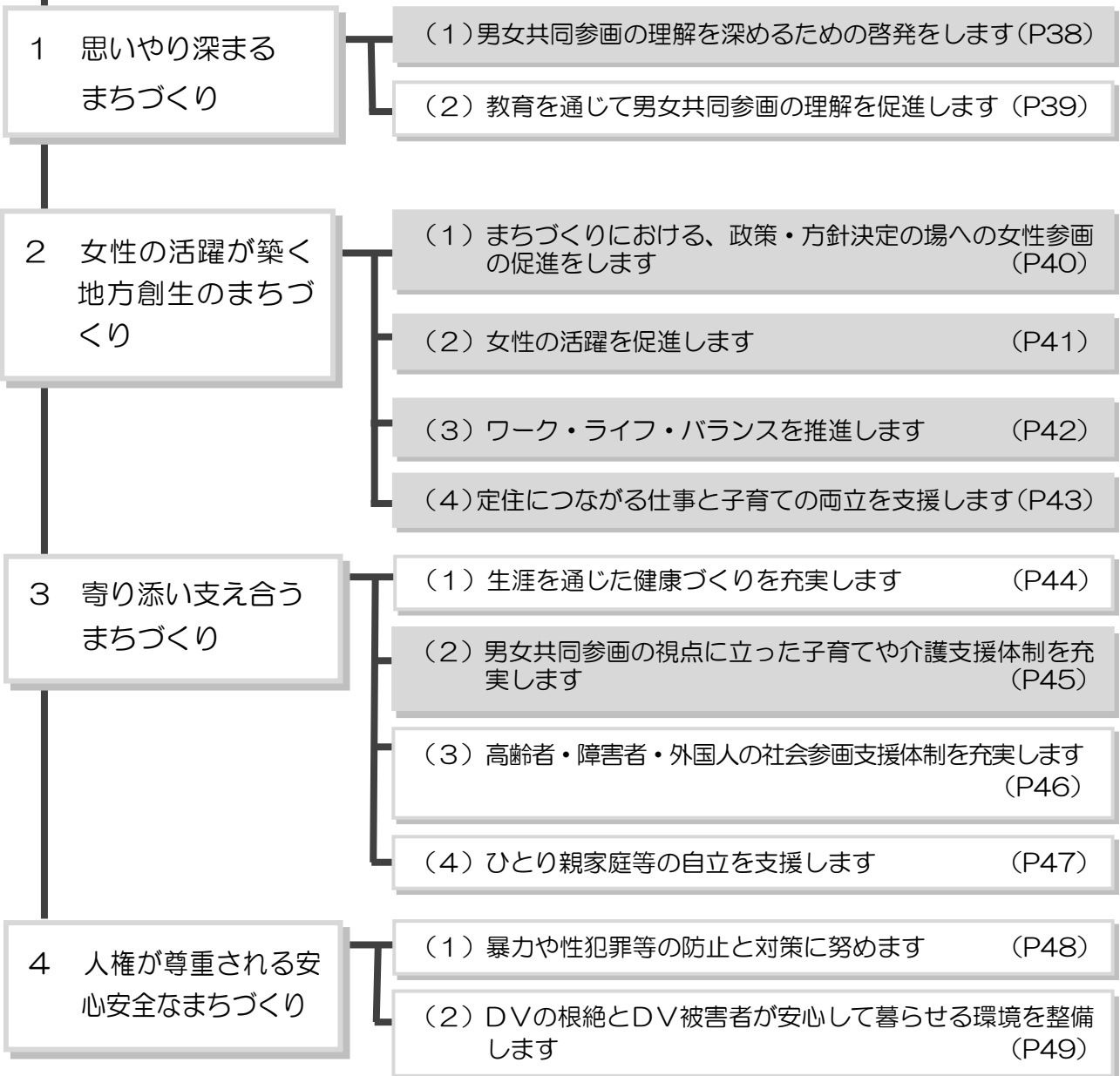
## 2 施策の体系

### ■ 基本理念 ■

## 男女が輝きともに築く「女性活躍新時代」

### ■ 基本方針 ■

### ■ 基本目標 ■



【京丹後市DV防止基本計画】

※   : 京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

## 第2章 施策の展開

### 1 思いやり深まるまちづくり

#### (1) 男女共同参画の理解を深めるための啓発をします

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実		担当課
1	今後の方向性	<p>◇固定的な性別役割分担の意識を見直すため、広報・啓発を通じて男女共同参画が男性にとっても重要であることの理解の促進に努めます。</p> <p>◇男女共同参画週間等において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発を進めます。</p> <p>◇男女共同参画の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるため、市民が学び合い、情報交換できるような場づくりや講座等の学習内容の充実に努めます。</p> <p>◇男女共同参画社会についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実に努めるとともに広報に努めます。また、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、相談者のプライバシーや個人情報保護等、厳重な対応に努めます。</p>	市民課
NO.	基本施策		担当課
	意識調査や統計調査による実態把握の充実		担当課
2	今後の方向性	<p>◆男女共同参画の取組みや働く女性の実態等に関して、意識調査等を実施し、その実態把握に努めるとともに、今後の諸施策への反映を進めます。</p>	市民課
NO.	基本施策		担当課
	メディア・リテラシー※向上のための啓発		担当課
3	今後の方向性	<p>◇女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像等が改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所等に呼びかけます。</p> <p>◇市民がメディアの情報を主体的に判断して選択・活用する能力を高めるための啓発、学習機会の提供に努めます。</p>	市民課

※メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

## (2) 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

NO.	基本施策		担当課
	教育等を通じた意識改革の促進		
4	今後の方向性	◇学校教育における男女共同参画に関する教育と生活の指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実等、教職員への啓発に努めます。 ◇幼少期からの男女共同参画学習機会の提供に努めます。	市民課 学校教育課
		◇家庭教育の役割も重要であることから、学校・幼稚園・保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。	社会教育課 子ども未来課
NO.	基本施策		担当課
	学校と連携した性教育等の実施		
5	今後の方向性	◇性の不安や悩みに対する相談に応じ、子ども達の性への健全な態度を培うよう努めます。	学校教育課
		◇学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒に対する教育・指導の充実を努めます。	健康推進課

## 2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

### (1) まちづくりにおける、政策・方針決定の場への女性参画を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
6	今後の方向性	行政機構の見直し	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。</li> <li>◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。</li> <li>◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組みを進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。</li> <li>◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。</li> </ul>	
		◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整えます。	企画政策課
NO.	基本施策		担当課
7	今後の方向性	各種審議会等への女性の参画推進	全課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇男女がともに意欲や能力を発揮できるまちづくりを実現するため、審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。</li> <li>◇審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用等によって、より幅広い層からの参画促進に努めます。</li> </ul>	
NO.	基本施策		担当課
8	今後の方向性	地域における積極的な女性の参画	市民協働課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、自治会等地域の団体に対して、役員選定の際、女性の登用を進めるよう働きかけます。</li> <li>◇男女がともに意欲や能力を発揮できるよう各種まちづくりの取組みへの女性の参画を積極的に推進します。</li> </ul>	

## (2) 女性の活躍を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	女性のネットワーク形成		
9	今後の方向性	◇家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。	商工振興課
		◇「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	女性の能力開発とリーダー育成		
10	今後の方向性	◆女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めるとともに、開催場所や日時に配慮し参加促進を図ります。	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。 ◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	防災・災害対応への男女共同参画の推進		
11	今後の方向性	◇災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。	総務課
		◇地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。	
NO.	基本施策		担当課
	雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進		
12	今後の方向性	◇女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。	市民課
		◇企業における男女間の賃金格差の是正等をはじめ、登用機会・待遇の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組みを支援するよう情報提供に努めます。	商工振興課
		◇企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。	市民課

NO.	基本施策		担当課
	多様な就業形態の普及		
13	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新たなワークスタイルとしてテレワークを確立し、男女が仕事と家庭を両立することができる就労確保に努めます。</li> <li>◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な就労形態の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。</li> <li>◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。</li> </ul>	商工振興課
NO.	基本施策		担当課
	農林漁業における男女のパートナーシップの促進		
14	今後の方向性	◇男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、農林漁業者への「家族経営協定」の締結等の学習機会や啓発活動の充実に努めます。	農政課 海業水産課
NO.	基本施策		担当課
	女性の活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブの付与		
15	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組みを行う企業に対する表彰や、好事例の発信により、市内事業主の女性の活躍推進に向けた取組みを行います。</li> <li>◆府の認証制度を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取組む市内事業者から優先して物品を調達できる取組みの導入を検討します。</li> </ul>	市民課
NO.	基本施策		担当課
	職場におけるハラスメントの根絶		
16	今後の方向性	◆セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の根絶に向けて、広報等を通じてこれらを許さない市民への意識啓発や、女性が安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組みを促進します。	市民課

### (3) ワーク・ライフ・バランスを推進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	家庭における男女の家事、育児、介護の分担		
17	今後の方向性	◇男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担うという意識の醸成を図り、これらに必要となる実践的な知識・技術を身につける講座を開催します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	男性の長時間労働の見直し		
18	今後の方向性	◆長時間労働を抑制しながら、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、朝型の働き方（やむを得ない残業は翌日の朝に回して、夕方に退社）の周知啓発に努めます。 ◆企業における男性の積極的な育児参画を進めるため、各種休暇の取得促進に向けた周知啓発に努めます。	市民課 商工振興課



#### (4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
19	今後の方向性	<b>起業支援・就労支援</b>	商工振興課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、農業や漁業、機業等自営業を営む世帯の女性に対して、経営や技術に関する研修機会を充実し、支援に努めます。</li> <li>◆国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。</li> <li>◆女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる就労形態や専門資格等を活かした再就職支援のあり方について検討を進めます。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆起業、就労、子育て支援等、地方創生に向けた施策を総合的に推進することにより、子育て世代を中心に本市への移住が魅力を持って促されるよう環境づくりを行います。</li> </ul>	全課
NO.	基本施策		担当課
20	今後の方向性	<b>婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援</b>	企画政策課 市民課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆婚活支援の各種イベント、セミナー等の機会を活用して、男女共同参画に通じる知識等を学ぶ機会の提供に努めます。</li> <li>◆男性の働き方の見直しや、男女が協力して子育てにかかわることについての実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努め、父親が家事・育児へ参画することの重要性を啓発します。</li> <li>◆女性の職業生活における活躍の推進への市民の関心と理解を深めるため、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男性の働き方の見直しや、男女が協力して子育てにかかわることについての実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努め、父親が家事・育児へ参画することの重要性を啓発します。</li> <li>◆女性の職業生活における活躍の推進への市民の関心と理解を深めるため、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。</li> </ul>	市民課
NO.	基本施策		担当課
21	今後の方向性	<b>地域で子育てを支える環境づくり</b>	子ども未来課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。</li> <li>◇市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して、介護や育児を経験した女性の能力を活かした子育て支援の充実に努めます。</li> <li>◇地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応に努めます。</li> </ul>	

### 3 寄り添い支え合うまちづくり

#### (1) 生涯を通じた健康づくりを充実します

NO.	基本施策		担当課
	生涯を通じた健康づくり支援		
22	今後の方向性	◇健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めるとともに、男女の性差やそれぞれの年代に応じた健康教育・健康相談等の充実を図ります。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	妊娠出産期等における健康づくり支援		
23	今後の方向性	◇安心して妊娠・出産ができるよう、不妊治療等や妊婦健診の費用の負担軽減をはじめ、保健指導・相談の充実等、環境整備に努めます。	健康推進課

#### (2) 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	子どもの健やかな成長支援		
24	今後の方向性	◇各種乳幼児健診の充実とともに、疾病や発達の遅れ等がみられる乳幼児への早期対応や子育て不安の解消に向けた相談活動を行い、子どもの健やかな成長の継続的な支援に努めます。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	保育サービス・高齢者介護支援体制の充実		
25	今後の方向性	◆延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、休日保育や病後児保育の実施、放課後児童クラブ、一時預かり保育事業の充実等、多様なサービス展開を図ります。	子ども未来課
		◆本人や家族の介助ニーズに対応したサービスの充実や質の向上に取り組む、介護家族の負担軽減を図ります。 ◆家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進に努めます。	長寿福祉課
		◆ダブルケア*の問題等、介護や子育て両方の負担に悩む男女を支えるため、きめ細やかなサービスの充実努めます。	子ども未来課 長寿福祉課

※ダブルケア：親の介護と子育てを同時にしなければならない状態。近年、少子化と高齢化の同時進行や女性の晩婚化で出産年齢が高齢化していることから、こうした課題を抱える世帯が全国的に増加している。

### (3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

NO.	基本施策		担当課
	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進		
26	今後の方向性	<p>◇高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室、地域交流や世代間交流等の充実を図ります。</p> <p>◇性別にかかわらず、それぞれの特技や能力を發揮できるよう就労意欲に応じた多様な就労の機会づくりを促進します。</p>	長寿福祉課
NO.	基本施策		担当課
	障害者の雇用・社会参加の促進		
27	今後の方向性	<p>◇自立支援協議会やハローワーク、障害者就労支援センター等と連携して、職場実習や企業訪問等を実施し、障害者雇用を推進します。</p>	障害者福祉課
NO.	基本施策		担当課
	外国人が暮らしやすい環境づくりの推進		
28	今後の方向性	<p>◇日本人市民と外国人市民の相互理解を深め、外国人市民が自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、交流事業の実施や外国語の学習機会の提供、通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等多言語人材の育成に努めます。</p> <p>◇多文化共生を促進し、相互の人権尊重を図るため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。</p>	企画政策課

#### (4) ひとり親家庭等の自立を支援します

NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実		
29	今後の方向性	◇ひとり親家庭の抱える様々な課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実に努めます。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	経済的自立に向けた支援		
30	今後の方向性	◇養育費の確保に向けた支援、保育サービスや自立支援に関する福祉サービスの充実等により、安心して子育てと仕事ができるよう支援します。 ◇職業能力向上のための技能研修会等、就労支援を推進するとともに、新たな制度の周知を図ります。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	地域活動等に参加できる環境づくり		
31	今後の方向性	◇社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。	生活福祉課

## 4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

### (1) 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

NO.	基本施策		担当課
	性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知		担当課
32	今後の方向性	<p>◇ストーカー行為等、様々な暴力の根絶に向けて、これらを許さない意識の醸成を図るための、取組みを進めます。</p> <p>◇広報・ホームページへの掲載等により、ストーカー規制法等法規に関する情報提供を行います。</p>	市民課
NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実と被害者支援		担当課
33	今後の方向性	<p>◇広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。</p> <p>◇女性相談や女性問題アドバイザーによる電話相談等を通して、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ住民の心のケアに努めます。</p>	市民協働課

## (2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

NO.	基本施策		担当課
	DVの未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知		
34	今後の方向性	<p>◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力についての学習・啓発活動を実施します。</p> <p>◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談窓口の周知を図ります。</p> <p>◇女性問題アドバイザーの相談技術の向上のため、継続的な研修を実施します。</p>	市民課
NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実と被害者支援		
35	今後の方向性	◇府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。	市民課
		◇被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し途切れることのない多方面からの犯罪被害者支援に努めます。	市民協働課
		<p>◇女性相談や女性問題アドバイザーによる電話相談等を通して、ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ住民の心のケアに努めます。</p> <p>◇DVがある家庭の子どもの状況把握に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。</p>	市民課 子ども未来課

## 第3章 計画の進捗管理

### 1 重点目標の設定

計画の実効性を高めるため、基本目標ごとに成果目標の設定を行い、事業の実績等を把握することにより、成果を客観的に把握します。計画に掲げた個々の取組内容の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。

#### 基本方針1 思いやり深まるまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成 26 年度	平成 37 年度
1	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布 【市民課】	年間 1 冊	年間 1 冊
2	男女共同参画セミナーの開催 【市民課】	5 回	6 回
3	人権学習会の開催回数 【市民課】	20 回	12 回
4	人権学習会への参加者数 【市民課】	1,908 人	1,200 人
5	就業支援講座の開催 【商工振興課】	年 1 回	年 4 回
6	家族経営協定の締結農家数 【農政課】	9 戸	15 戸

## 基本方針2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成 26 年度	平成 37 年度
7	男女いずれかの職員比率が 80%を超えた行政部局の解消 (部単位)(市職員) 【人事課】	全 21 部局中 8 部局	全 21 部局中 7 部局
8	行政職管理職(課長補佐級以上)への女性登用促進(市職員) 【人事課】	29.7%	35.0%
9 (新規)	男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇 (5日)の取得促進(市職員) 【人事課】	-	100%
10	審議会等における女性委員比率 【市民課】	25.7%	40.0%
11	就業者における家事従事時間の男女格差 【市民課】	1時間 51 分	1 時間
12	再就職・起業相談会の開催 【商工振興課】	25 回	25 回
13	子育て支援センターの設置 【子ども未来課】	7 ヶ所	8 ヶ所

## 基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成 26 年度	平成 37 年度
14	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」 の年間開催回数 【健康推進課】	11 回	12 回
15	乳がん検診の受診率の向上 【健康推進課】	48.2%	50.0%
16	子宮がん検診の受診率の向上 【健康推進課】	44.7%	50.0%
17	自殺のないまちづくり行動計画 自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発 【健康推進課】	26 回	講演会 1 回 出前講座 30 回
18	延長保育の実施 【子ども未来課】	11 ヶ所 (124 人)	11 ヶ所



### 基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成 26 年度	平成 37 年度
19	低年齢児の保育実施 【子ども未来課】	477 人 (20 ヶ所)	14 ヶ所
20	休日保育の実施 【子ども未来課】	2 ヶ所	6 ヶ所
21	病後児保育事業の実施 【子ども未来課】	—	1 ヶ所
22	一時預かり保育事業の実施 【子ども未来課】	6 ヶ所 (892 人)	8 ヶ所
23	放課後児童クラブの実施 【子ども未来課】	10 ヶ所 (342 人)	10 ヶ所
24	介護保険地域密着型サービス拠点数 (グループホーム・小規模多機能型サービス事業所) 【長寿福祉課】	23 ヶ所	30 ヶ所
25	グループホーム設置数 【障害者福祉課】	6 ヶ所	10 ヶ所
26	ホームヘルプサービス事業所数 【障害者福祉課】	9 ヶ所	12 ヶ所
27	ショートステイサービス提供事業所数 【障害者福祉課】	9 ヶ所	11 ヶ所
28	国際理解・多文化共生講座の開催 【企画政策課】	年 6 回	年 7 回
29	多言語対応人材講座 (英語講座等を通じて人材育成) 【企画政策課】	年 3 回	120 人
30	ひとり親同士の交流機会づくり 【生活福祉課】	年 2 回	年 1 回

### 基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

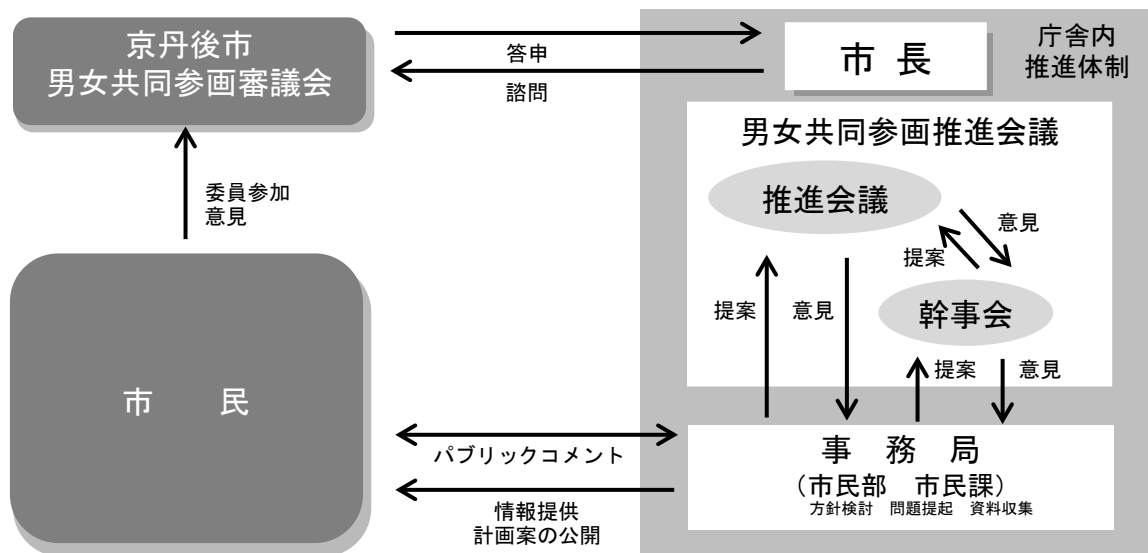
NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成 26 年度	平成 37 年度
31	女性相談の充実 【市民課】	月 2 回	週 1 回
32	ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合 (住民意識調査結果) 【市民課】	13.6%	0.0%

## 2 推進体制の強化と施策の計画的な推進

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっており、様々な部署において推進されていくこととなります。そのためには、施策の担い手である市職員の一人ひとりが男女共同参画に関する理解と共通認識を持ち、日頃から男女共同参画の視点を持って業務にあたっていくことが大切です。

男女共同参画の推進に全市的に取組むため、部局を横断する推進本部として、「京丹後市男女共同参画推進会議及び幹事会」の充実に努め、年に1回進捗管理を行います。また、市民・地域・事業者等の取組みを支援する推進体制の確立と強化に努めます。

各施策については各部局との調整を十分に行いながら、本計画に基づいて計画的かつ効果的に推進します。また、「京丹後市男女共同参画条例」に基づき、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進します。



## 資料編

1 京丹後市男女共同参画条例

2 各会議委員名簿